

## 平成30年度決算審査特別委員会（第4回）

令和元年9月17日（火曜日）午前10時00分開会

### ○付託案件

1. 各課の聴取について
2. その他

### ○出席委員（15名）

委員長	川村主税	副委員長	川上弘一
委員	横田有一	委員	平松俊一
委員	池田誠悦	委員	田村敏郎
委員	稲垣明美	委員	畑中静一
委員	長谷川生人	委員	坂本繁
委員	澤出明宏	委員	中島勝也
委員	中川友規	委員	若山雅行
委員	青山金助		

### ○欠席委員（1名）

委員 上野武彦

### ○議長出席の有無 無

### ○出席説明員（5名）

民生部長	杉原太	民生部住民課長	清野真里
民生部福祉課長	村山徳收	民生部子育て健康支援課長	岩上剛
民生部環境生活課長	磯場嘉和		

### ○本会議の書記

事務局 長 関口順子 書記 妹尾洋兵

午前10時00分 開会

○川村委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより、4回目の平成30年度決算審査特別委員会を開催いたします。

まず、上野委員から欠席の届け出がありました。御報告いたします。

それでは、会議のほうを開きます。

まず最初に、民生部長、住民課長、おはようございます。

審査のほうを行いたいと思います。

それでは、共通様式に基づき、説明のほう、お願いいたします。

特別会計のほうもありますので、最初に一般会計と特別会計、最初に説明していただいて、その後、質疑するような形をとりますので、よろしくをお願いいたします。

では、お願いいたします。

○清野住民課長 それでは、平成30年度、住民課の決算状況を説明いたします。

共通様式1、事業決算名、大沼出張所運営費は、当初予算額70万3,000円で、補正予算等はなく、予算現額も同額です。支出済額は63万7,176円、不用額6万5,824円、執行率は90.6%でございます。事業目的は記載のとおりで、主な支出の内容は、施設管理に係る消耗品、燃料、光熱水費などで、支出金額は記載のとおりとなっております。

次に、2番は、事業決算名、大中山出張所運営費です。当初予算額76万円、補正予算額133万3,000円、予算現額は209万3,000円、支出済額203万6,373円、不用額は5万6,627円、執行率は97.3%でございます。補正予算の主なもの、事業目的は記載のとおりとなっております。主な支出の内容は、施設管理に係る消耗品、燃料、光熱水費、大中山複合施設新築に伴う備品購入などで、支出金額は記載のとおりとなっております。

次に、3番、事業決算名、地域防犯等対策費は、当初予算額3,685万8,000円、補正予算額52万円、予算現額は3,737万8,000円、支出済額は3,735万5,916円、不用額2万2,084円、執行率は99.9%で

ございます。補正予算の主な内容及び事業目的は記載のとおりで、主な支出は、使用料及び賃借料のLEDリース料が2,851万2,000円、負担金、補助及び交付金の街灯維持費助成金674万2,662円、街灯新設改良助成金190万9,440円などとなっております。

次のページになります。

4番は、事業決算名、交通安全対策費で、当初予算額703万3,000円、補正予算額マイナス5万円、予算現額は698万3,000円、支出済額は686万242円、不用額は12万2,758円、執行率は98.2%となっております。補正予算の内容及び事業目的は記載のとおりでございます。主な支出は、女性交通指導員3名の報償費として244万2,000円や、委託料の交通安全注意喚起看板設置委託料7万8,624円、工事請負費の道路反射鏡設置工事等に係るもので42万336円、交通安全推進委員会補助金として380万円などとなっております。

次に、5番に移らせていただきます。事業決算名、交通安全指導車管理費は、当初予算額189万9,000円、補正予算額はマイナス10万円、予算現額179万9,000円、支出済額160万4,774円、不用額は19万4,226円、執行率89.2%でございます。補正予算の内容及び事業目的は記載のとおりでございます。主な支出は、交通安全指導車4台分の維持管理費で、需用費の消耗品、燃料費、修繕料合計で28万6,056円、役務費の手数料、保険料合計で14万9,690円、使用料、賃借料は、交通安全指導車借上料で112万6,788円、備品購入はドライブレコーダー購入で3万5,640円でございます。

続きまして、6番、事業決算名、戸籍住民基本台帳費は、当初予算額2,959万6,000円、補正予算額マイナス313万円、予算現額2,646万6,000円、支出済額2,611万1,951円、不用額は35万4,049円、執行率は98.7%でございます。補正予算の主な内容、特定財源としての歳入及び事業目的は記載のとおりとなっております。主な支出とい

たしましては、需用費、消耗品、印刷製本費で50万4,910円、役務費は郵便料、住基ネットワーク回線通信料として133万6,000円の支出、委託料は戸籍総合システム保守ほか3業務合わせて1,092万8,410円、使用料及び賃借料は住基ネットワークシステム機器リース料ほか3業務合わせて1,105万1,010円、負担金補助及び交付金は個人番号カード交付事業負担金などで223万7,400円でございます。

次のページに移らせていただきます。

7番、事業決算名、社会福祉総務費（国保・年金）は、当初予算額21万6,000円、補正予算額16万円増で、予算現額は37万6,000円、支出済額は36万4,321円で、不用額は1万1,679円で、執行率は96.9%となっております。補正予算の主な内容、特定財源としての歳入、事業目的は記載のとおりとなっております。主な支出は、役務費の電話料が10万5,888円、委託料は年金生活者支援給付金支援業務に伴う国民年金システム改修委託料として24万3,000円の支出でございます。

続きまして、8番、事業決算名、国民健康保険特別会計繰出金は、当初予算額3億321万1,000円、補正予算額3,639万2,000円の増、予算現額3億3,960万3,000円、支出済額3億3,944万8,041円、不用額は15万4,959円で、執行率は100%でございます。補正予算の主な内容、特定財源としての歳入、事業目的は記載のとおりとなっております。主な支出は、国民健康保険特別会計への繰出金となっております。

続きまして、9番、事業決算名、高齢者医療助成費は、当初予算額5億3,943万1,000円、補正予算額マイナス3,588万5,000円、予算現額は5億354万6,000円、支出済額は5億340万5,166円、不用額は14万834円で、執行率は100%となっております。補正予算の主な内容、特定財源としての歳入及び事業目的は記載のとおりでございます。主な支出は、負担金では北海道後期高齢

者医療広域連合への医療給付費負担金が3億8,303万1,318円、また、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金として1億2,037万3,848円となっております。

次のページに移らせていただきます。

10番、事業決算名、障がい者医療助成費は、当初予算額1億5,627万9,000円、補正予算額マイナス1,204万8,000円、予算現額は1億4,423万1,000円、支出済額は1億3,763万129円、不用額は660万871円で、執行率は95.4%でございます。補正予算の主な内容、特定財源としての歳入及び事業目的は記載のとおりとなっております。主な支出は、役務費では国保連合会への調査支払手数料と医療機関への請求事務手数料が合わせて544万4,153円となっております。扶助費は医療費自己負担の助成に1億3,211万4,059円となっております。

続きまして、11番、事業決算名、児童手当支給費は、当初予算額4億964万2,000円、補正予算額マイナス689万3,000円、予算現額は4億274万9,000円、支出済額は4億188万2,299円、不用額は86万6,701円で、執行率は99.8%でございます。補正予算の主な内容、特定財源としての歳入及び事業目的は記載のとおりとなっております。主な支出といたしましては、扶助費の児童手当で4億179万円でございます。

続きまして、12番、事業決算名、子ども医療助成費は、当初予算額1億3,199万8,000円、補正予算額マイナス956万9,000円、予算現額は1億2,242万9,000円、支出済額は1億1,645万606円、不用額は597万8,394円で、執行率は95.1%でございます。補正予算の主な内容、特定財源としての歳入及び事業目的は記載のとおりとなっております。主な支出といたしましては、役務費では国保連合会の調査支払い手数料と医療機関などへの請求事務手数料が合わせまして668万5,870円、扶助費は医療費自己負担の助成に1億961万6,944円となっております。

次のページに移らせていただきます。

共通様式の最後は、13番、事業決算名、ひとり親家庭等医療助成費で、当初予算額5,217万3,000円、補正予算額マイナス435万2,000円、予算現額4,782万1,000円、支出済額は4,692万62円、不用額は90万938円で、執行率は98.1%でございます。補正予算の主な内容、特定財源としての歳入及び事業目的は記載のとおりでございます。主な支出は、役務費では国保連合会への調査支払手数料と医療機関への請求事務手数料が合わせて295万6,949円となっております。扶助費は医療費自己負担の助成に4,389万9,563円の支出となっております。

以上で、一般会計の説明を終わらせていただきます。

それでは、平成30年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の251ページをごらんください。251ページの実質収支に関する調書で、歳入総額が34億1,225万5,961円に対し、歳出総額は34億6,718万2,635円で、歳入歳出差引額は5,492万6,674円の赤字となっております。このため、歳入不足は翌年度歳入繰上充用として、令和元年度当初予算に追加補正したところでございます。

次に、252ページ、253ページは、歳入の款項ごとの決算状況で、次に、254ページ、255ページは、歳出の款項ごとの決算状況となっております。

それでは、260ページ、261ページの歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税の状況でございます。現年度分と滞納繰越分を合わせた収入済額は6億3,944万7,890円で、前年度対比3,649万1,789円の増となっております。

次に、262ページ、263ページをごらんください。2款道支出金につきましては、一般被保険者に係る医療費等に対する道負担補助でございます。収入済額は24億2,751万8,371円で、内訳は、1項1目保険給付費等交付金から2項1目財政安定化基金交付金まで、

記載のとおりとなっております。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金は3億3,944万8,041円で、前年度対比1,497万1,659円の増となっております。

4款繰越金は、決算額なしとなっております。

次に、264ページ、265ページになりますが、5款諸収入の収入済額は562万7,659円で、対前年度比は720万8,938円の減となっております。内訳は、1項延滞金加算金及び過料1目一般被保険者延滞金が451万305円で、2項雑入1目一般被保険者第三者納付金が81万1,505円、3目一般被保険者返納金が20万2,207円、5目雑入が10万3,602円となっております。

次に、266ページ、267ページになりますが、6款国庫支出金の収入済額は21万4,000円で、特定健康診査等負担金となっております。

次は、歳出に移らせていただきます。

270ページ、271ページをごらん願います。1款総務費は、主に国保の運営に係る経費となっております。1款1項総務管理費1目一般管理費は、予算現額3,526万3,000円に対し、支出済額は3,373万8,676円、不用額は152万4,324円となっております。1項総務管理費1目一般管理費には、一般管理費国保事業と国保事務職員の人件費の2事業があり、主な支出は記載のとおりとなっております。

2項徴税费1目賦課徴収費は、予算現額350万4,000円に対し、支出済額は313万7,679円、不用額は36万6,321円でございます。1目賦課徴収費には、国保賦課事務費と、次のページの272ページ、273ページになりますが、国保徴収事務費の2事業があり、主な支出は記載のとおりとなっております。

3項運営協議会費1目運営協議会費は、予算現額14万2,000円に対し、支出済額は11万4,920円、不用額は2万7,080円でございます。主な支出は、事業名、運営協議会費

で、運営協議会2回の開催で、委員9名分の報酬費、費用弁償等となっております。

4項特別対策事業費は、予算現額654万円に対し、支出済額598万3,502円、不用額は55万6,498円でございます。1目医療費適正化特別対策事業費及び次のページ、573ページまでの2目収納率向上特別対策事業費2事業の主な支出は記載のとおりとなっております。

続きまして、276ページ、277ページの2款保険給付費です。2款保険給付費は、療養の給付費等に係る経費でございます。2款保険給付費の決算額は24億172万1,890円で、前年度決算に比べ6,934万5,715円の減となっております。

1項療養諸費は、予算現額21億4,858万2,000円に対し、支出済額20億5,375万850円、不用額は6,883万8,150円でございます。1目一般被保険者療養給付費から5目審査支払手数料までは記載のとおりとなっております。

2項高額療養費は、予算現額3億2,990万円に対し、支出済額3億1,764万9,736円、不用額は1,225万264円でございます。1目一般被保険者高額療養費から、278ページ、279ページになりますが、4目退職被保険者等高額介護合算療養費までは記載のとおりとなっております。

3項移送費は、予算現額50万円に対しまして、支出済額は18万6,750円、不用額は31万3,250円でございます。支出済額は前年度よりも13万2,570円の増となっております。

4項出産育児諸費1目出産育児一時金は、予算現額756万5,000円に対し、支出済額は544万3,340円、不用額は212万1,660円でございます。支出済額は前年度より23万1,487円の減となっております。1目出産育児一時金及び2目審査支払手数料の主な支出は記載のとおりとなっております。

5項葬祭諸費1目葬祭費は、予算現額210万円に対しまして、支出済額174万円、不用

額は36万円でございます。支出済額は前年度より12万円の増となっております。

続きまして、280ページ、281ページをごらんください。3款国民健康保険事業費納付金です。3款国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険事業に係る経費でございます。予算現額、支出済額同額で8億4,530万8,000円でございます。

1項医療給付費、予算現額、支出済額同額の6億1,192万3,000円となっております。1目一般被保険者医療給付費分、2目退職被保険者等医療給付費分は記載のとおりとなっております。

2項後期高齢者支援金等では、後期高齢者医療制度に係る支援経費でございます。予算現額、支出済額同額の1億7,311万8,000円でございます。1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、2目退職被保険者後期高齢者支援金等は記載のとおりとなっております。

3項介護納付金分1目一般被保険者介護納付金分は、介護保険制度に係る支援経費でございます。40歳から65歳までの医療保険加入者である第2号被保険者が負担する費用について、納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付いたします。予算現額、支出済額同額の6,026万7,000円でございます。

続きまして、282ページ、283ページの4款共同事業拠出金です。1項1目共同事業事務費拠出金は、国保財政の安定化を図るための事業経費となっております。市町村からの拠出金を財源に、高額な医療費について都道府県単位で費用負担を調整するための経費となっております。予算現額1万円に対し、支出済額385万円、不用額は9,615円でございます。主な支出は記載のとおりとなっております。

続きまして、284ページ、285ページの5款財源安定化基金拠出金は、支出額はなしとなっております。

次のページ、286ページ、287ページの6款保健事業費でございます。保健事業費は、疾病予防を図るための事業経費となっております。

す。予算現額2,679万9,000円に対しまして、支出済額は1,996万280円で、不用額は683万8,720円でございます。決算額は、前年度に比べ163万2,855円の減となっております。

1項1目保健衛生普及費は、予算現額1,414万5,000円に対しまして、支出済額1,050万2,672円、不用額は364万2,328円でございます。主な支出は記載のとおりとなっております。

2項1目特定健康診査等事業費は、予算現額1,265万4,000円に対し、支出済額945万7,608円、不用額は319万6,392円でございます。主な支出は記載のとおりとなっております。

次は、288ページ、289ページの7款公債費でございます。公債費の内容は、一時借入金の子でございまして。予算現額31万9,000円に対し、支出済額は31万3,259円で、不用額は5,741円でございます。決算額は、前年度に比べ4,978円の減となっております。

続きましては、290ページ、291ページの8款諸支出金でございます。諸支出金は、過年度分国税の還付金及び国庫支出金等の返還金に係る経費となっております。予算現額4,025万3,000円に対し、支出済額は3,828万5,419円で、不用額は196万7,581円でございます。決算額は、前年度に比べ1,062万9,517円の減となっております。

1項償還金及び還付加算金の主な支出額は、1目一般被保険者保険税還付金で54万3,200円、3目その他償還金は、国庫支出金等返還金で3,774万2,219円の支出となっております。

2項1目延滞金は、予算現額1万円に対し、支出額はなしとなっております。

続きまして、292ページ、293ページの9款予備費でございます。9款予備費は、予算現額100万円に対し、支出済額はなしとなっております。

10款繰上充用金は、予算現額1億1,861

万9,000円に対し、支出済額は1億1,861万8,625円、不用額は375円となっております。事業目的は、地方自治法施行令第166条の2の規定による繰上充用でございます。主な支出は、国保会計の決算累計赤字1億1,861万8,625円でございます。

国保会計の決算状況は以上でございます。

次に、提出の求められた資料について御説明いたします。

様式1の予算未執行の状況でございますが、国保会計の5万円以上の未執行は4件ありまして、1行目は、事業名が退職分高額療養費、予算未執行額は70万円。

2行目は、事業名が退職被保険者の高額介護合算療養費で、予算未執行額は30万円。

3行目は、退職分移送費でございまして、予算未執行は20万円。

ともに未執行の理由は、申請がなかったものでございます。

4行目は、事業名が退職被保険者等保険税還付金で、予算未執行額は50万円、未執行の理由は、退職被保険者等に係る保険税の還付金なかったためのものでございます。

提出した資料の説明は以上でございます。

それでは、平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の297ページをごらんください。297ページになります。

1ページ目は、実質収支に関する調書で、歳入総額が4億1,159万7,339円に対し、歳出総額は4億458万2,539円で、歳入歳出差引額は701万4,800円となっております。この剰余金は、平成31年4月1日から5月31日までの出納閉鎖期間中の保険料の収入分でございます。平成30年度の歳入として決算し、令和元年度の歳出の予算から同額を広域連合負担金として支出するため、令和元年度へ全額繰り越ししております。

次に、298ページ、299ページは歳入の款項ごとの決算状況で、次の300ページ、301ページは歳出の款項ごとの決算状況となっております。

それでは、歳入から御説明いたします。

304ページ、305ページをごらんください。1款1項1目の後期高齢者医療保険料の状況でございますが、調定額2億8,885万6,554円に対し、収入済額は2億8,428万8,574円、不納欠損額が3,200円で、収入済額は471万4,580円となっております。収納率は、現年度分が99.66%、滞納繰り越し分が38.93%でございます。なお、収入済額には還付未済額14万9,800円が含まれております。

2款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金は1,593万7,264円で、2目保険基盤安定繰入金は1億443万6,584円となっております。

3款1項1目繰越金は、前年度繰越金688万9,411円となっております。

4款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、収入なしとなっております。

次に、306ページ、307ページをごらん願います。2項償還金及び還付加算金は6,500円の収入となっております。内訳は、1目保険料還付金で6,500円、2目還付加算金はなしとなっております。

3項雑入は3万9,006円の収入となっております。2節の後期高齢者医療特別会計特別調整交付金となっております。

続きまして、歳出の状況です。

301ページ、311ページをごらん願います。1款総務費は、予算現額301万円に対しまして、支出済額は293万3,270円、不用額は7万6,730円でございます。

1項総務管理費1目一般管理費は、予算現額53万5,000円に対し、支出済額は50万9,855円、不用額は2万5,145円となっております。主な支出は記載のとおりとなっております。

2項徴収費1目賦課徴収費は、予算現額247万5,000円に対し、支出済額は242万3,415円、不用額は5万1,585円でございます。主な支出は記載のとおりとなっております。

次に、312ページ、313ページをごらん

ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金については、予算現額4億2,205万7,000円に対し、支出済額は4億1,604万2,769円、不用額は2,041万4,231円でございます。主な支出は記載のとおりとなっております。

次に、314ページ、315ページをごらんください。3款諸支出金は、予算現額55万円に対し、支出済額は6,500円、不用額は54万3,500円でございます。

1項1目償還金及び還付加算金は6,500円の支出となっており、内訳は、1目保険料還付金は予算現額50万円に対しまして、支出済額は6,500円、不用額は49万3,500円でございます。2目還付加算金は、予算現額5万円に対しまして、支出済額はなしとなっております。

次に、316ページ、317ページをごらんください。4款予備費は、予算現額2万7,000円に対し、支出済額はなしとなっております。

以上が、平成30年度後期高齢者医療特別会計の決算状況でございます。

続きまして、提出の求められた資料について御説明いたします。

様式3になります。様式3の収入未済額の状況については、現年度分は、平成30年度普通徴収保険料で、調定額が1,721件で9,508万2,100円に対しまして、収入済額が1,711件で9,406万7,300円、収入未済額が27件で110万3,800円となっております。滞納繰越分では、平成22年度から29年度までの普通徴収保険料合計で、調定額が91件で591万8,454円に対しまして、収入済額は57件、230万4,474円となっております。不納欠損額は1件で3,200円、収入未済額が49件で361万780円となっております。

次に、様式4に移らせていただきます。不納欠損処分状況についてでございます。事由別では、本人死亡1件で3,200円でございます。項別内容は記載のとおりでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

○川村委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

何か質問のある方。

田村委員。

○田村委員 2点ほどちょっと伺います。

まず、LED、2,851万2,000円、リース料を払うということですが、これは定額で払っていくのか、それとも、ふえたり減ったり毎年していくので、その都度変動していくのか、その辺をまずお聞きしたいということと、もう一つは、医療費の助成、これについては、以前、所得制限を考えるのだというような発言があったのですが、その後、どういうふうな流れの中で所得制限をかけるのか、あるいはかけないでこのままいくのか、そこら辺の考え方、今現在、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○川村委員長 住民課長。

○清野住民課長 LEDの料金なので、一応こちらのほうは37年度までは定額となっております。38年度に関しては若干下回る形でございます。年度に関しては、2,851万2,000円を37年度まで定額として支払う形になります。38年度だけが2,138万4,000円を払うという予定になってございます。(発言する者あり) 済みません、令和ですね、ごめんなさい。

○川村委員長 民生部長。

○杉原民生部長 LEDの防犯灯につきましては、平成28年度から、その当時、契約で平成37年度までなので、リースで10カ年で分割して払うということで、各年度、同じ額をお支払いするというので、そのちょうど半端になる年だけ、若干、2,800万円よりは低くなりますけれども、10年間で支払いますので、最終的には平成38年から令和8年。

○清野住民課長 8年度で終わる形になります。

○杉原民生部長 7年か。

○清野住民課長 8年度。

○杉原民生部長 38だから、31が元年だから。LEDはそれで全部リースは終了になります。

○清野住民課長 医療助成の所得制限に関しては、今現在はまだ明確なものというのは未定という形になってございます。現在、精査している最中ではございますけれども、まだどうするかというのは明確にはまだ考えていないところでございます。

○川村委員長 民生部長。

○杉原民生部長 医療費助成については、ひとり親世帯とか、それから、乳幼児等とか、それから、重度心身障害者等ということで、それぞれあるわけですが、今、昨年、30年度から、実は電子カルテの部分の導入が完了いたしまして、事務処理手数料、請求事務手数料が、もう電子化によって必要なくなったということで、手数料のほうは削減になっています。今後もそれについては事務費がかからないということで、事務費については大分節約できるようになりました。

あと、乳幼児等、今、高校生の医療費までやっていますけれども、その部分につきましては、少子化ということもあって、年々、子供の数が減っているということもあるものですから、乳幼児等の高校生までの医療費については、所得制限というふうにして、事務処理の部分で煩わしくなって、その分、人件費が上がるよりも、子供の数が減っているということもあるので、しばらくは所得制限は考えずにいきたいというふうに思っています。

あと、それ以外の医療費については、重度心身障害者等の医療費については、道の制度もある部分があるのですが、初診料だとかを定額……。

○清野住民課長 一般的な病院であれば580円、歯科であれば510円の初診時負担金がとられている、その部分も七飯町としては全額助成しているという形になっています。

○杉原民生部長 北海道のほうはその部分が対象外ということもありまして、その部分、初診料について、道の補助制度にあわせて、それを



今後負担していただくのかどうかというような検討は、今、担当課でしているところでございます。今後、所得制限等は検討はしておりますけれども、まだそこまでは進んでいないということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○田村委員 わかりました。

○川村委員長 よろしいですか。

ではほかに。

畑中委員。

○畑中委員 大変基本的なことなのですが、収入未済のところを、私、今、資料を見ているのです。収入未済というのは、入らないのを収入未済というのだと。不納欠損は、それぞれの法令にあわせて帳簿上から落とすのだと。それはわかるのですが、こういう判断というのは、例えば課長と部長とか、あとは何人かの合議でこういうのを決定されるのか、その決定の時期だとか、例えば30年度の収入未済、後期高齢者医療の110万3,800円というのがあるのだけれども、こういったものを決定するに当たって、どういう時点で、どういう方々の合議によってこういうことを、例えば収入未済であれ、不納欠損であれ、決めるものか。私も今まで、こんなことを聞くのは本当に申しわけないのだけれども、教えてください。

○川村委員長 住民課長。

○清野住民課長 収入未済、こちらに関しましては、月ごとにちゃんと調定をとってまして、それにあわせて、ちゃんと月ごとのデータはちゃんと管理しているところで、これは課長決裁となっております。

不納欠損に関しましては、こちらは町長決裁、(発言する者あり)後期は課内でやっているもので、こちらのほうは町長決裁となっております。

また、この状況に関しては、一概に後期単独というわけにはいかないもので、ある程度、税務課のほうとは連携をとり合って実施しているところではございます。どうしても後期の収入未済額につきましては、特別徴収、年金からの徴収がほとんどでございます。ただ、年金から引かれない方というのは普通徴収になりますので、どうしても普

通徴収で徴収できなかった方が、こういった形で収入未済額として残るといような形の仕組みとなっております。

○川村委員長 畑中委員。

○畑中委員 ここを見ると、全て生活困窮となっているのだけれども、そういう生活困窮という判断については、どういう調査をもって、誰がするのかについて聞かせてください。

○川村委員長 住民課長。

○清野住民課長 生活困窮というのは、ある程度の生活、どうしてもその方の生活というのをごさいますので、その生活を、徴収することによって、生活ができない状況になるというのがまずボーダーラインと……。

○川村委員長 民生部長。

○杉原民生部長 私のほうからちょっと補足いたしますけれども、基本的に後期高齢者医療の保険料というのは、年金収入の方の天引きでお支払いいただいているのですが、その年金額がある一定程度、上の方からもらっているということで、低い方は、年金から引いてしまうと、生活費自体が成り立たないので、普通徴収という、普通納付で払ってもらうようになっていまして、だからある程度、そういう生活困窮の方が普通徴収になっているものですから、そういう部分では、なかなか支払いの部分では、自主納付という形で、ちょっと収入未済額になる可能性が高いということで、あと、この部分については、担当のほうで電話したりとか直接伺ったりして、状況というか、相談しながらやっていますので、基本的には、ほぼほぼ生活困窮という形の方が未済額で残っているというふうに理解していただければいいかなというふうに思います。

○川村委員長 よろしいですか。

○畑中委員 はい。

○川村委員長 ほかに。

中島委員。

○中島委員 1点だけ教えてください。国保の関係かな、ジェネリック医薬品について、ジェネリック。これは昨年1年間、医療機関に対してどのような啓蒙活動をしてきたのか。そのこ

とによって、町内の医療機関のジェネリックの普及率、これは今、何%ぐらいしているのか。それと、できれば全国平均、これがわかれば教えていただきたいのと、さらに詳しくいって、道内関係、道内ではどのぐらいの普及率になっているのか、ジェネリックの、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○川村委員長 中島委員、もし時間がかかるようであれば、後ほど資料で……。

○中島委員 後で、わからなかったら資料で出していただければありがたい。去年はすぐ出たみたいな感じだったのだけれども。

○川村委員長 住民課長、もし時間がかかるようであれば、後ほど資料で。

○清野住民課長 わかりました。

○中島委員 結構ですよ。資料でお願いします。

○川村委員長 民生部長。

○杉原民生部長 ジェネリック薬品の使用に関しては、国民健康保険の納付書だとかを送るときに袋と一緒に同封して通知したり、広報だとかそういうものでジェネリック薬品を指定して使いましょうというような、今、どの保険制度もみんなそういう形でやっていますけれども、それはそういう形で、広報、あるいは個別には、納付書を送るときに一緒に同封して送っているというふうな状況です。

あと、今の普及率とかについては、後で資料を提出したいと思いますので、御理解していただきたいと思います。

○中島委員 お願いします。わかりました。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

池田委員。

○池田委員 1点だけ。ナンバー3のLEDの関係なのですが、たしか大中山のほうは街灯組合で一括でこれを払っていたと思うのだけれども、今、大きい町内会が組織から抜けたという話を聞きまして、今年度はもらっているだろうけれども、次年度からこうですよという町内会に指導的なものはしているのだろうかと思って、街灯に関して。

○川村委員長 住民課長。

○清野住民課長 今年度、御相談に見えた団体をおっしゃっているのではないかなとこちらで思っているのですけれども、一応御相談に来ました。こちらとしては、一度、補助金等を払ったものを、また分割するということはできないので、補助申請に基づいての補助金なので、それは戻すことというか、分けることはできませんよという形で、その中で、まだこの1年間という経過の中で、十分、どういったものをどうするか、この部分は分割するか、そういったものを精査していただきたいと。あとは、街灯の本数によっても、例えば街灯組合が二つに分かれたとしても、その街灯の数がちゃんと精査されていなければ、街灯の燃料費というか、電気代も変わってきますので、ちょっと1年かけて、そちらのほうは御相談して、精査していただきたいということで、そして、それがはっきり明確になった時点で、来年度から分けて申請していただきたいということはお話はしております。

○川村委員長 池田委員。

○池田委員 今聞いたように、そういうふうに明確な回答で、これから恐らく結構こういうふうな分散型みたいなのがふえてくるのかなと。結局、町内会長さんもやり手がないどうのこうのというので、そうしたら解散とか、そういうような変な方向にまちなびいていかれると困るのですけれども、そのあたり、住民課のほうで明確な、街灯に関しては、回答だとか、そういうものを言ってもらえれば助かります。

○川村委員長 民生部長。

○杉原民生部長 今、現状でいきますと、各地域に街灯組合があるのですけれども、大中山地域だけが、実は大中山連合ということで、一つになっているのです。その中で、たまたま今回、美園町内会さんがそこを脱退したいというふうな形になったものですから、ただ、今年度というか、30年度もそうなのですけれども、30年度は大中山連合町内会で一括で補助申請して、受け取っているということもあって、31年度につきましても、手続はもう既に終わっていて、一括でやっているということもあって、その中の一部、一町内会ということになる

ので、含まれているものですから、既に町のほうでは補助金を出している。ですから、その分については、連合町内会の中できちっと話をした上で、その精査ができて、単独でも認めるよという形になれば、町としては受けざるを得ないですね。それが別れないのであれば、できれば今までどおりやってくださいというような指導はお互いに、連合町内会のほうにもお願いしていますし、美園町内会のほうにもそういうお話をして、何とか一体でできればいいなというふうには思っていますけれども、何か地元のほうでは、ちょっとまだその話がついていないというのか、まだ決まっていないというふうに、その部分までは今把握している状況ですので、見守っていくというか、指導もしていきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいと思います。

○川村委員長 よろしいですか。

○池田委員 はい。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

横田委員。

○横田委員 2点ほど。国保の件なのですが、ことし、単年度では6,369万1,951円の黒字だったよと。繰り越しで赤字が5,429万6,674円になっているということで、ということは、今まで引きずった赤字は今年度、平成31年度にはなくなるという考え方でいいのかどうかというのが1点と、それから、不納欠損とか収入未済額で一般の被保険者分のほうが多額の分が残っている。不納欠損では422万7,175円、それから、収入未済額では6,473万5,256円、現年度分は大してないのですが、繰り越し分で4,000万円ぐらいある。監査報告書の28ページを見ていたのです。一般のほうがそんなにあるというのは、何でそういうふうになっているのかという、その理由を教えてくださいたくて、お願いしたのです。

以上です。

○川村委員長 住民課長。

○清野住民課長 国保の、今年度は6,000万円程度黒字会計ということで、本来、予定としまし

ては、大体5年間かけて3,000万円ぐらいを返せばいいなという考えではいたのですけれども、30年度に関しましては、共同保険者になったことも影響してか、そういうものもありますので、6,000万円程度の黒字会計となりました。ただ、2年度から、今まで据え置きとなった29年度分の決算というか、交付金部分の決算が始まるというか、これは4年かけてやる形になります。こちらのほうは、今現在の情報としては、うちのほうは追加加算はないということなので、順当にいけば、今年度、もしくは端数が出れば来年度、2年以内には解消できる見込みであります。

(発言する者あり)

あと、歳入の部分で、30年度が少なくなっているのは、共同保険者になったことで、国庫支出金は町に入らなくなりました。国のほうで道にお金を入れて、道で支払うという、そういった方法に切りかわったので、歳入の部分で国からの基金だったり収入部分が入らない形になったので、少なくなっているということになっております。

○川村委員長 横田委員。

○横田委員 例えば不納欠損の部分では、平成29年度は一般の被保険者分で322万5,953円、30年度で422万7,175円と、不納欠損の額がふえているのですよね。というのはどうしたのかということが1点と、収入未済額もそんなに、現年度分も滞納繰越分はこんなに残っているのだけれども、これ、本当に回収できるのかなという部分で、どうなのか、お願いします。

○川村委員長 住民課長。

○清野住民課長 こちらの収入未済額とか不納欠損の部分に関しましては、税務課のほうの所管で、税務のほうで実施してございます。だから、多分、資料のほうも税務課からの資料として提出されているかと思いますが、御了解いただきたいと。

○川村委員長 よろしいでしょうか。

ほかに。

中川委員。

○中川委員 ナンバー4の交通安全の関係だったので、女性交通指導員で3名分と

ありますけれども、これは男性分はないのかというのと、交通安全推進委員会、交通安全の方々というか団体さん自体が、見ていけば、結構高齢化で、なり手不足みたいなのが、ここ近年、何年も続いてきていて、すごい大変そうだななど。それで、多分、何年も前から、どうにかしなければという話は出ているのだろうけれども、結局、時間だけが過ぎていって、人が減っているのかなと、何か大変そうな感じがすごく見られてきていたので、その対策というのとはとられているのかということと、先ほどの高齢者の医療の関係で、答弁の中で、そもそも年金から引くから、その時点で生活困窮になるということだったのですけれども、それでいけば、そういう方々は最初から払えない前提になるのかなと思うのですけれども、先ほどの答弁だとそういうふうにしたのですけれども。

○川村委員長 住民課長。

○清野住民課長 まず、交通安全指導員の報酬、これは緑のおばさんで、女性3人分の報酬費ということで計上してございます。

交通安全指導員に関しましては、ことし、1名入ることが9月に決まっております。そして来年度ももう1人、交通安全指導員として入ってくださるという方を見つけまして、今後、なかなか交通安全指導員のほうも高齢化していますけれども、地道に、交通安全指導員のお友達であったりとか、どなたかいるかというのは、ちょっと情報網を広げて、努力していきたいと思っております。

○川村委員長 民生部長。

○杉原民生部長 後期高齢者の年金から引かれている人と、年金から引かれていない人、それぞれにやっぱり個別に保険料は、そうは言っても保険料は違うので、おおむね生活の大変な人なことは間違いないのですけれども、保険料の部分が、金額、所得によって違うという、最低の保険料とかというふうになるので、やりくりによって、家庭で支払える人もいるということで、その中で、どうしてもやりくりがきかなかった方については、そういう納税相談などもしながらはしているのですけれども、そういう部分で、減免制度だとか、そういうものも入れ

ながらやっていて、一概に普通徴収というか普通の納付書で払っている人が全員生活困窮かといえはそうではないのですけれども、金額も幅がありますので、国民年金などですと、満度にもらっても80万円くらいとかで、低い人なんかは、やっぱり30万円とか40万円とかという人もいるものですから、その中の、先ほどはちょっと大雑把に言った形になりますけれども、もっと繊細に言うと、そういうふうな金額によって、やっぱり大変な方もいらっしゃるんですけど、全部が全部というわけではないのですけれども、ちょっとその部分は、ちょっと言い方がまずかったかなというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

さっき住民課長のほうでお話しした女性交通安全指導員の報酬費というのは、いわゆる緑のおばさんといって、朝とか、信号機のところに立っている、今、3名いるのですけれども、その3名の方の報酬費で、19番の交通安全推進委員会の補助金のほうが、各種イベントだとか、交通安全の普及啓発を行ってもらっている交通安全指導員さんの活動費というか、委員会費になりますので、そういう意味で、そっちのほうの人材が大分高齢化してきているということで、その辺も含めて、先ほど答弁したような形で、何とか人を探してお願いしている状況だということですので、御理解いただきたいというふうに思います。

○川村委員長 ほかに。

ちょっと1回取り計らいます。

まだ質問、二、三人いるのですけれども、一度休憩をとるか、それとも終わるまで……（発言する者あり）休憩とったほうがよろしいですか。

それでは、20分まで、暫時休憩といたします。

午前11時08分 休憩

午前11時21分 再開

○川村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

まず、質疑のある方。

平松委員。

○平松委員 LEDのことで、ちょっと細かい話なのですが、ナンバー3の資料の中に、LED防犯灯等プレート交換修繕料と、七万幾らなのですが、これは瑕疵担保の中に入っている分とは別の分という意味なのですかという質問が1点。

それから、ナンバー6で、これはいろいろな課にも聞くのですが、庁内にあるコンピュータで使っているソフトのことで、システムの保守点検とか、委託業務だとか、いろいろものすごい数があって、たしか全部足していくと1年間に1億円くらいになっていると思うのですよね。もっと今、ふえているかもしれません。そのことでちょっと聞きたいのですが、HIDという、札幌の会社に一番何かよく払っているみたいなのなのですが、例えばこの会社が持っているソフトの使用料とかというならわかるけれども、恐らく違うものだと思うのです、この伝票を見ていると。この会社というのは、あくまでも業務をやっているだけではないですか、請求書を見ると。こういうのって、役場はきちんと押さえているのだろうか。何かだだ漏れでとられるだけとられているような気が前からしているのだけれども、その辺、（発言する者あり）自信持って言えますか。監査委員の仕事でない、俺らが見ていい話だから。請求伝票だけれども、その辺、部長、ちょっと1回答えてもらいたいと思います。

○川村委員長 ちょっと今、2点。

○平松委員 2点。

○川村委員長 ちょっと時間かかりそうですか。

暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時33分 再開

○川村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

住民課長、お願いいたします。

○清野住民課長 LEDのプレート交換修理なのですが、LEDは必ず番号を振っているプ

レートというのがあるのです。そちらのほうを、傷んでいたりとか、つけかえとか、そういうふうに使った19カ所分の取り付け修理にかかった分となっております。管理札の修理ですね。防犯灯の管理札の取り付け修理といたしまして、19カ所分を修理した形となっております。

あと、システム管理に関しましては、こちらは情報防災課の管轄とリンクというか、している部分もございます。総合的な部分に関しましては、システム管理に関しましては、情報防災課のほうの管轄も含めている形となっております。

○川村委員長 平松委員、よろしいですか。

○平松委員 はい、わかりました。

○川村委員長 それでは、ほかに質問のある方。

若山委員。

○若山委員 それでは、3点ぐらいになるかと思うのですが、まず、ナンバー1の大沼出張所運営費のところなのですが、これ、予算書を見たら、燃料費のところでは灯油、プロパンのほかにその他1,000円とか上がっていて、決算に載っていなかったのです。これ、何で1,000円とか上げているのがあったのかなというのと、ナンバー1とナンバー2の関係で、大中山出張所と大沼出張所の中で、大中山出張所にはないのですが、大沼のほうで消防用設備等保守点検というのが上がっていて、委託料の中にですね。あと、施設機器警備業務というのが両方あって、何でこれ、片方だけこれがあるのかなというのがちょっとわからなかったということです。

それと、もう1点は、ナンバー6のところの個人番号カード交付事業負担金とか載っているので、ちょっと確認ということで、個人カードの進捗状況的なものはどんな感じになっているかということ。

あと、何人か質問が出ていてあれだったので、様式3の後期高齢者医療特別会計のところのナンバー1のところ、調定額があって、収入済額があって、収入未済額27件、百十何万円と載っているのですが、この何件というのは、何人とは違うのか。1人

が何回かに分けて払う、その件数なのか、そこがちょっとわからなかったのと、こういう普通徴収の場合には、1回おくと、もうずっと、だんだんおくと、いけますよね。ということで、メンツ的なものはほとんど一緒、29年度、28年度とかとあわせて、同じメンツがダブって上がっている、例えば若山が29年度におくと載っていて、30年度でもおくと載っているという形になっているのか、その辺のおくとくる傾向というか、生活困窮で普通徴収できないという形になると、1回おくとたらどんどんどんどん詰まってしまうと思うので、同じような人がおくとしているのか、そのおくとしていく傾向というのはふえつつあるのかどうかとか、その辺のニュアンスのところをちょっとだけ、わかれば教えていただきたいなと思います。

○川村委員長 住民課長。

○清野住民課長 大沼出張所の1,000円の経費ですよ。

○若山委員 何か予算に1,000円と上がっていた。

○清野住民課長 この1,000円は、混合ガソリンの草払い機の燃料分ということになってございます。

○若山委員 これは使わなかったということなのですね。（「使っているんだ」と呼ぶ者あり）使っているのですか。

○清野住民課長 使っています。

マイナンバーなのですけれども、こちらの負担金に関しましては、平成28年1月から交付している形になります。3月末現在で、平成28年1月から2,774件の交付がございまして、30年度に関しましては283件の交付枚数という件数になってございます。

こちらの傾向なのですけれども、どうしても後期だけの滞納ということではなくて、税務課、固定資産税であったりとか、軽自動車、所得税、いろいろあるなのですけれども、大体がやっぱり同じ方というか、そういう方がほとんどなのですよね。実際、そういうふうに固定資産税も膨らんでいる方もいらっしゃるんで、だんだんそれが積み

重なって払いづらくなっているという傾向にはあります。

ただ、こちらといたしましては、分納誓約であったりとか、ちゃんと随時、職員のほうで、臨戸訪問とかも、あと、電話でのお願いとかも実施しているところでありましてすけれども、なかなかやっぱり高齢になると収入も、そうやって滞納している部分が膨らんでくると、払いづらくなっているというのが現状でございます。

○川村委員長 民生部長。

○杉原民生部長 加えて、様式3の収入未済額の状況の部分で、調定額が1,721件で、収入済額の部分が1,711件ということで、差し引き10件の未納の方ということなわけですけれども、具体的説明の右側に、一部納付が17件ということで、一部納付の方が17件あったということで、合わせて収入未済額のところは27というふうな形になっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○川村委員長 若山委員。

○若山委員 確認なのですけれども、収入未済額27となっているのは、1人で何件ということなのか、人数でいいのですか。（発言する者あり）27人ということでもいいのですか。27人のうち、何回かあって、一部払って人もいるので、その件数として上がっていると。わかりました。済みません。

○川村委員長 いいですか。

○若山委員 はい、よろしいです。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

副委員長。

○川上副委員長 2点だけ。共通様式のナンバー5、交通安全指導車管理費、この需用費のところなのですけれども、当初予算で58万円予算計上して、多分、ここの枠の中に3月議会で整理予算で10万円落としておりますけれども、これ、多分需用費だと思うのですよね。その中の燃料費のガソリン、ガソリンは当初予算で39万2,000円、予算計上してはおりますけれども、実際、使われたのは半分以下の17万9,000円ということで、大概、予算をとるとき、前年度を参考にしながら、ガソリン、燃料だとかとるのだけれども、

実際、使われていない、半分以下しか使われていない。何かこれ、当初予算をとり間違えたのか、それとも何かの関係で大幅にガソリンが使われなくなったのか、それが1点。

国保の287ページ、特定健康診査等事業費、この需用費の中で、当初予算では印刷製本費として27万3,000円計上しているけれども、決算のときにはこの印刷製本費がなくなって落とされている感じ。当初、何かパンフレットをつくる予定だったのか、何かの理由で取りやめたのか、ちょっとその辺、2点、お知らせください。

○川村委員長 住民課長。

○清野住民課長 交通安全指導車の管理費の中のガソリン代なのですが、去年は19万7,000円程度の実数でありました。ことしも、ちょっと補正の段階で10万円、ガソリン代を落としたところでございますけれども、見込みのほうで、ちょっと残し過ぎたということで、精査不足ということで、今後、この辺のところは月々の状況に応じて対応していきたいと思いますので、御理解のほう、お願いいたします。

特定健診に係りますパンフレット代を計上していましたが、作成しなかったということで、落としております。

○川村委員長 副委員長。

○川上副委員長 まず1点目、去年も19万円のガソリン代、大体決算で出ているのだけれども、今回、39万円、倍のガソリン代を計上した予算で、よく総務課は通したと思う。

それと、パンフレット、作成しなかったから全額落とした。余り必要性のない予算をとったのですか、当初予算で。何のパンフレットをつくる予定だったの。

○川村委員長 住民課長。

○清野住民課長 一応特定健診のパンフレット代、60円ということで、4,200世帯に配布する予定ではありましたが、こちら、パンフレット、自分たちで、白黒にはなりますけれども、印刷したものを同封した形になります。納付書とかを送るときに、特定健診の受診の啓発のほうの用紙も同封しているところでございますけれども、こちら、業者に委託はしないで、職員で印

刷したものを同封したので、今回、落とさせていただきました。

○川村委員長 副委員長。

○川上副委員長 では、初めから自分たちでつくられるようなパンフレットだったので。では、予算のときに十分精査して予算計上するようにしてください。

あと、ガソリン代とかも同じく、お願いします。

以上です。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

以上で、住民課に対する審査を終了いたします。

民生部長、住民課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

追加で資料が必要な方。

横田委員。

○横田委員 きょういただいた平成30年度の七飯町活力のあるまちづくり推進事業助成実績一覧表の一番下のところの9番に、七飯大沼収穫祭実行委員会で210万円の申請が出て、その半分ということで、100万円いただいているのですけれども、これの精算をしたと思うのですけれども、精算の内訳をつけていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○川村委員長 中身のわかるもので……。

○横田委員 これは必ず精算すると思うのですよ。交付金、お金をもらって、事業をやって、事業が終わったら精算して、精算の金額がこれをオーバーしていたらそのままもらえると。少なかった場合に返済するとかというふうなルールになっていると思うので、その精算書をいただきたい。

○川村委員長 ほかに追加で資料要求ある方、

おりませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○川村委員長** それでは、1時まで、暫時休憩といたします。

午前11時49分 休憩

午後 0時59分 再開

**○川村委員長** 休憩前に引き続き、再開いたします。

福祉課の審査を行いたいと思います。

民生部長、福祉課長、御苦労さまです。

それでは、共通資料に基づき、説明のほうをお願いいたします。

最初に一般会計のほうが終わりましたら、引き続き特別会計のほうも説明のほう、お願いいたします。

それでは、お願いいたします。

**○村山福祉課長** それでは、平成30年度一般会計歳入歳出決算並びに介護保険特別会計歳入歳出決算の状況について、要求資料に基づき説明させていただきますので、よろしく願います。

先に、要求資料の共通様式ナンバー1をごらんください。事業決算名、社会福祉総務費（地域福祉）でございます。当初予算額537万円、補正予算額20万9,000円、予算現額557万9,000円に対し、支出済額515万2,088円、不用額42万6,912円、執行率92.35%でございます。内容については右記のとおりでございます。

続きまして、ナンバー2をごらんください。事業決算名、地域福祉連携活動費でございます。当初予算額2,303万円、補正予算額40万7,000円、予算現額計2,343万7,000円に対し、支出済額2,341万5,600円、不用額2万1,400円、執行率99.91%でございます。

続きまして、ナンバー3をごらんください。事業決算名、民生委員児童委員費でございます。当初予算額753万3,000円、補正予算額マイナス80万8,000円、予算現額計672万5,000円に対し、支出済額665万96

円でございます。不用額7万4,904円、執行率98.89%でございます。

次のページのナンバー4をごらんください。事業決算名、長寿敬老事業費でございます。当初予算額371万7,000円、補正予算額マイナス67万3,000円、予算現額計304万4,000円に対し、支出済額304万3,316円、不用額684円、執行率99.8%でございます。

続きまして、ナンバー5をごらんください。事業決算名、高齢者在宅サービス事業費でございます。当初予算額850万1,000円、補正予算額マイナス44万3,000円、予算現額計805万8,000円に対し、支出済額800万8,664円、不用額4万9,336円、執行率99.39%でございます。

続きまして、ナンバー6をごらんください。事業決算名、高齢者支援費でございます。当初予算額9,965万9,000円、補正予算額255万9,000円、予算現額計1億221万8,000円に対し、支出済額1億162万2,751円、不用額59万5,249円、執行率99.42%でございます。

次のページをごらんください。ナンバー7でございます。事業決算名、介護保険特別会計繰出金でございます。当初予算額3億9,303万円、補正予算額456万6,000円、予算現額計3億9,759万6,000円に対し、支出済額3億8,796万1,397円、不用額963万4,603円、執行率97.58%でございます。

続きまして、ナンバー8をごらんください。事業決算名、福祉介護車管理費でございます。当初予算額56万1,000円、補正予算額14万9,000円、予算現額71万円に対し、支出済額70万4,429円、不用額5,571円、執行率99.22%でございます。

続きまして、ナンバー9をごらんください。事業決算名、障害者福祉費でございます。当初予算額8億3,496万1,000円、補正予算額6,842万円、予算現額9億338万1,000円に対し、支出済額8億5,254万8,6



37円で、不用額5,083万2,363円、執行率94.37%でございます。

続きまして、ナンバー10をごらんください。事業決算名、障害者介護審査費でございます。当初予算額105万7,000円、補正予算額マイナス15万8,000円、予算現額89万9,000円に対し、支出済額82万6,072円、不用額7万2,928円、執行率91.89%でございます。

続きまして、ナンバー11をごらんください。事業決算名、地域生活支援事業費でございます。当初予算額1,952万5,000円、補正予算額83万6,000円、予算現額2,036万1,000円に対し、支出済額1,801万936円で、不用額235万64円、執行率88.46%でございます。

ナンバー12をごらんください。事業決算名、さくら共同作業所指定管理費でございます。当初予算額328万4,000円、補正ゼロ円、予算現額328万4,000円、支出済額328万3,558円、不用額442円、執行率99.99%でございます。

次のページ、ナンバー13をごらんください。事業決算名、授産施設指定管理費でございます。当初予算額4,192万8,000円、補正予算額275万9,000円、予算現額4,468万7,000円に対し、支出済額4,461万2,994円、不用額7万4,006円、執行率99.8%でございます。

ナンバー14になります。事業決算名、ゲートボール場指定管理費でございます。当初予算額49万2,000円、補正予算額ゼロ、予算現額49万2,000円に対し、支出済額49万2,000円、不用額ゼロ、執行率100%でございます。

ナンバー15をごらんください。事業決算名、災害救助費でございますが、こちらは災害等がなかったことから、全額未執行でございます。

続きまして、次のページ、ナンバー16をごらんください。事業決算名、健康センター管理費でございます。当初予算額4,827万8,0

00円、補正予算額290万5,000円、前年度繰越額1,322万7,000円、予算現額計6,441万円に対し、支出済額6,374万3,146円、不用額66万6,854円、執行率98.96%でございます。こちらの繰り越しでございますが、昨年度の3月にポンプが壊れたため、専決処分をいただき、次年度、30年度へ繰り越したものでございます。

続きまして、次に、指定様式により要求された資料について御説明申し上げます。

様式1、平成30年度事務事業予算全額未執行（細節5万円以上）の状況でございます。

3款1項1目委託料、行旅死亡人、措置、委託料19万6,000円でございますが、こちらについては実績なしということになります。

同じく下の行になります。同じ款項目で、貸付金、応急生活資金貸付金でございます。こちらについても、貸付金の申請がなかったため、執行していないという形になります。

続きまして、3款1項4目障害者福祉費になります。19、負担金、補助及び交付金でございます。こちら、障害者運転免許取得費補助金でございます。こちらも申請がなかったため、執行していないという形になります。

一番下の3款3項1目扶助費、災害見舞金でございます。こちら、先ほど言った災害救助費でございますが、火事等がなかったため、実績がないという形になります。

続きまして、その下の様式2でございます。平成30年度予算流用（5万円以上）及び予備費充用の状況でございます。こちら、充用でございます。

臨時職員賃金6万1,000円、こちらは健康センターの部分の需用費から健康センターの賃金のほうに流用しております。理由といたしましては、決算見込みで減額補正後にパート職員が入院し、シフトの臨時職員の時間外対応で支出が増になったことが原因でございます。

次のページになります。様式3、平成30年度収入未済額の状況でございます。こちらは、一般会計の現年分はございませんが、滞納繰越分、平成25年度、12款2項1目、こちら、

高齢者施設入所費用徴収金、これは養護老人ホームに入っている方等に対する徴収金でございます。こちら2件が、調定額2万383円ありましたが、不納欠損で落としております。理由といたしましては、納付する者が死亡したことにより、5年も経過したことにより、不納欠損という形でございます。

続きまして、次のページ、様式4でございます。平成30年度不納欠損処分の状況でございます。こちら、先ほど説明した高齢者施設入所費用徴収金でございます。こちら、事由別でございますが、本人死亡2件、2万383円でございます。法別内訳としましては、自治法236条、金銭債権の消滅時効、5年経過のものでございます。

一般会計は以上になります。

続きまして、特別会計のほうにいきます。介護保険の決算書のほうをもとに説明させていただきます。ページが319ページからになります。

それでは、平成30年度介護保険特別会計歳入歳出決算、保険事業勘定の説明をさせていただきます。

319ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額28億6,326万9,158円に対し、歳出総額28億1,070万4,443円であり、歳入歳出差引額は5,256万4,715円となっております。実質収支も同額となっております。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、326ページをごらんください。

それでは、326ページから327ページの1款保険料でございます。保険料、収入済額が5億8,089万8,733円で、こちらは65歳以上の1号被保険者の保険料となっております。内訳は、特別徴収保険料で5億3,057万1,440円、普通徴収保険料、こちらが4,785万6,610円、滞納繰越分が247万683円となっております。また、不納欠損額は305万4,200円で、83名分となっております。

次に、2款使用料及び手数料でございます。こちらについては、収入がゼロでございます。

続きまして、下の国庫補助金でございますが、326ページから329ページにわたって記載されております。3款国庫支出金は、収入済額が6億8,978万5,161円でございます。内訳としましては、国庫負担金として介護給付費負担金、国庫補助金として調整交付金、介護事業交付金、包括的支援事業等交付金、329ページの介護保険電算システム改修補助金、保険者機能強化推進交付金でございます。

次に、4款支払基金交付金は、収入済額が7億2,255万5,000円でございます。65歳未満の2号被保険者からの保険料で、こちらは介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金でございます。

次に、328ページから331ページになります。こちらは道支出金でございますが、328ページの道支出金、収入済額が3億9,645万6,247円でございます。内訳は、道負担金として介護給付費負担金、道支出金として介護予防事業交付金、包括的支援事業等交付金、次のページの介護サービス利用者負担軽減事業補助金でございます。

次に、財産収入でございます。330ページの財産収入でございます。収入済額が10万202円で、利子及び配当金、介護保険財政調整基金運用利子となっております。

次に、繰入金でございます。7款繰入金でございます。収入済額が3億9,716万7,397円でございます。内訳は、一般会計繰入金として介護給付費繰入金、介護予防事業費繰入金、包括的支援事業費繰入金、介護保険事務費繰入金、その他繰入金となっております。介護サービス事業勘定からのサービス事業勘定繰入金920万6,000円を繰り入れしているところでございます。こちら、333ページになります。

続きまして、8款になります。332ページでございます。収入済額が7,537万3,212円で、こちらは前年度繰越金となっております。

次に、9款諸収入でございます。収入済額が93万3,206円でございます。内訳は、雑入の返納金として介護事業者の不正利得による返納金、諸実費徴収金として、徘徊高齢者等家族支援サー

ビス事業利用負担金、介護予防教室参加負担金、雑入として臨時職員に係る雇用保険料の個人負担金及び措置者分審査料でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

決算書336ページをごらんください。1款でございます。総務費でございます。予算現額4,549万9,000円に対し、支出済額4,260万3,295円、不用額289万5,705円、執行率93.6%でございます。

続きまして、2款でございます。こちら、340ページでございます。この保険料については、340ページから347ページにかけて、保険給付費が一覧として出ております。

最初に、2款保険給付費、予算現額26億31万8,000円に対し、支出済額25億5,029万9,804円、不用額が5,001万8,196円で、執行率が98.1%でございます。

次に、348ページをごらんください。こちら、3款でございます。地域支援事業費で、予算現額1億5,112万1,000円に対し、支出済額1億4,688万9,318円、不用額423万1,682円、執行率97.2%でございます。

次に、354ページをごらんください。こちら、4款の保健福祉事業費でございます。こちら、355ページになりますが、予算現額が13万6,000円に対し、支出済額10万925円、不用額3万5,075円、執行率74.2%でございます。

続きまして、次のページになります。356ページになります。5款でございます。基金積立金で、予算現額360万1,000円に対し、支出済額360万202円、不用額798円、執行率が99.99%でございます。

次、358ページでございます。6款公債費でございます。予算現額5万7,000円に対し、支出済額5万6,635円、不用額365円、執行率99.99%でございます。

続きまして、次のページをごらんください。7款諸支出金でございます。予算現額6,743万1,000円に対し、支出済額6,715万4,264円、不用額27万6,736円、執行率が99.6%となっているところでございます。

次のページになります。8款予備費でございますが、こちら、予備費からの充用はございませんでした。

介護保険特別会計の歳入歳出決算書の説明は以上でございます。

委員長、介護保険の次の会計にいつてから共通様式を説明したほうがいいですか。

○川村委員長 それでお願いします。

○村山福祉課長 それでは、次、介護保険の特別会計で、介護サービス事業勘定でございますので、365ページをごらんください。

それでは、平成30年度介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算について説明させていただきます。

初めに、365ページの実質収支に関する調査でございます。こちら、歳入総額920万6,000円に対し、歳出総額も同額であります。歳入歳出差引額及び実質収支額ともにゼロ円でございます。

続きまして、歳入のほうを説明させていただきますので、372ページのほうをごらんください。こちら、1款サービス収入でございます。収入済額が920万6,000円で、こちらは地域包括センターが行う要支援認定者を対象とした介護予防サービス計画の収入でございます。

次に、2款雑入でございます。下の雑入になりますが、収入額はゼロ円でございます。

続きまして、376ページの歳出のほうを説明させていただきます。

1款総務費でございますが、需用費として消耗品1万円の予算現額となっておりますが、未執行でございます。

続きまして、次のページになります。2款諸支出金でございますが、保険事業勘定繰出金の予算額として1,272万6,000円に対して、支出済額920万6,000円、不用額352万円でございます。執行率は72.3%でございます。

次のページでございます。3款予備費でございますが、こちらも予備費からの充用はございませんでした。

特別会計の説明は以上になりますので、次に、指定様式のほうを説明させていただきます。

それでは、様式3になります。平成30年度収入未済額の状況、会計名が介護保険特別会計（保険事業勘定）となっているものでございます。こちら、現年度分、30年度、一番上が1款1項1目、現年度分、普通徴収保険料となっております。1,306件に対して調定額が5,223万5,470円、収入済額が1,228件で4,785万6,610円でございます。収入未済額でございますが、112件で437万8,860円でございます。

次の下の行になります。9款2項2目でございます。こちら、返納金、法第22条の不正利得による返納金でございます。こちらについては、介護保険事業者が不正に受給したものの保険料を返していただいているものでございます。調定額は、1件でございますが、1,078万8,470円、収入済額が72万円、収入未済額が1件で1,006万8,480円でございます。こちらについては、平成30年の7月から分納誓約を結んでおります。払い終わるのが令和5年6月までとなっております。

続きまして、下の行の滞納繰越分でございます。こちら、平成29年度から平成23年度分の普通徴収保険料でございます。こちら、29年度から23年度までのトータルの調定額が、一番下に書いておおり、431件、金額が1,623万4,400円、収入済額が117件、240万7,683円で、不納欠損件数が83件、金額が305万4,200円、収入未済額が280件、1,070万9,517円となっております。

続きまして、次のページ、様式4でございます。こちら、平成30年度不納欠損の状況でございます。こちら、先ほど説明したとおり、滞繰分を不納欠損した件数でございます。事由別としては、生活困窮が49件で197万2,150円、居所不明が2件で5万4,330円、生活保護受給者が4件で13万2,600円、財産なしが2件で11万250円、本人死亡が26件で78万4,870円、合計83件で305万4,200円でございます。法別内訳としましては、自治法第236条、金銭債権の消滅で83件、305万4,200

円、不納欠損しているところでございます。

続きまして、追加で出した資料の説明をさせていただきます。

これは一般会計に戻ってしまいますが、先週に出させていただいた平成30年度の七飯町社会福祉協議会委託事業収支の状況の追加資料の説明をさせていただきます。こちらでございますが、追加要求資料、福祉課1と書いているものでございますが、一番左の、1、地域要援護者支え合い事業、1番、事業と概要としては、地域と行政、関係団体が連携し、見守り運動等の必要なサービスを提供することによって、高齢者等の自立を図り、住みなれた家で人々に囲まれながら健康づくりの支援をするという形でございます。

2番目の事業収支でございます。区分1の委託料、こちらは町からの委託料で、951万1,400円支払っております。その下のほうに、区分、職員手当から、一番下の助成金までありますが、支出額の合計が953万97円ということでございますので、委託料と支出の差額が、支出のほうが1万8,697円多いという状況でございます。

続きまして、下の2、ボランティアポイント事業でございます。こちらについても、ボランティア活動の実績に基づき、ポイントを付与することによって、ボランティアの育成、人材確保を目的としております。事業収支でございますが、委託料、一番上のほうの355万3,200円、これは町委託料、一般会計のほうから支出しております。下の20万円、こちらは介護保険特別会計のほうから支出しております。委託料の合計が375万3,200円でございます。下の区分、事務費、事業費の合計でございますが、414万2,186円支出しております。委託料と支出の差額を言うと、支出のほうが38万8,986円多いという状況でございます。

次のページになります。3番でございます。外出支援サービス事業でございます。こちらは、寝たきり高齢者等、障害者等の、公共交通機関、寝たきりで使えない者を、医療機関や福

社施設へ通院する際にリフトバスで送迎を行っているものでございます。委託料でございますが、町から支払っているのが320万1,400円でございます。支出済額の合計が344万780円、収支の部分については、支出のほうが23万9,380円多く支払っている、社協で支払っているという状況でございます。

続きまして、4番目になります。生きがいデイサービス事業、こちらのほうについては、閉じこもりの高齢者が社会的孤立を防ぐために、介護予防を図るためにデイサービスに通っていただくというものでございます。委託料についてでございますが、365万400円支払っておりますが、トータルの事業費として365万7,667円ということで、支出のほうが7,267円多いという状況でございます。

続きまして、次のページでございます。この5番目なのですが、名前が間違えておりました、済みません、5番目、介護保険の事業でございますが、こちら、生活支援事業委託料でございます。これ、介護保険のほうの事業でございます。済みません、名前を間違えておりました。こちら、事業の概要、これは合っています。地域ボランティア等の多様な主体による生活支援サービスの提供体制の構築及びコーディネートを提供することによって地域の共助を推進する、こちら、生活支援コーディネーターというものを町で置いておまして、そちらを社協に委託しているというところでございます。委託料として払っているのが、介護保険特別会計から763万5,600円でございます。こちら、事業の支出としては786万9,500円、委託先で支払っておりますので、支出のほうが23万3,900円多いものとなっている状況でございます。

続きまして、下の6番、生活支援サポート事業でございます。こちらは、有償ボランティアの育成、生活支援希望者と有償ボランティアの調整を行い、実施することで、要支援者が住みなれた地域で安心、安全な環境を整備することを目的としております。こちら、委託料として介護保険会計から129万6,000円支出して

おります。事業の合計として134万7,796円支出しており、支出のほうが5万1,796円多いという状況でございます。

続きまして、7番、地域介護予防活動支援事業でございます。こちら介護保険の事業でございます。こちらは地域住民の介護予防活動を地域で創出し、活動する場所を創出し、持続可能な運営を支援することで、介護予防になることを目的としているというところでございます。こちら、委託料として148万2,574円支出しており、事業費として、助成金として148万2,574円、委託料と支出は同額のため、収支がゼロとなっている状況でございます。

提案説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

**○川村委員長** ありがとうございます。

これより質疑を始めます。

田村委員。

**○田村委員** 2点ほど伺います。

まず、一般会計のほうのナンバー3の民生委員の関係ですけれども、民生委員の定数と、それから、現在の民生委員の数と、教えていただきたいと思ひます。

それから2点目は、今、説明のあった社会福祉協議会の委託料の関係ですけれども、これは赤字ですよ。委託する場合、こういう赤字をどういうふうに町は考えて指導、出すなど言っているのか、あるいは、勝手に赤字を出せばあなた方のせいだよという話なのか、そこら辺、赤字を、ずっと見ていると出ているということ自体が、委託を出す上でちょっと問題ではないかと思うのです。そこら辺の考え方をちょっと。

**○川村委員長** 福祉課長。

**○村山福祉課長** 先に民生委員でございますが、民生委員の定数が73名、これは民生委員さんと主任児童委員さん、合わせて73名が定員でございます。こちら、3月末の民生委員さんの所属状況でございますが、65名ということで、8名欠員となっているところでございます。

続きまして、委託料の考え方でございます。こ

ちらの委託料、まず、12月の議会のほうに補正予算で委託変更で増額できるものはしているのですが、その段階の、社協さんと決算見込みはどのようなのだという打ち合わせをするのですけれども、そのときは大体10月末現在の委託の実績で動いてしまっていて、そこで社協とすり合わせして、では補正が必要だ、補正は必要ではないということでやっています。その中で、委託料の中でも補正して、要援護者支え合い事業とか、補正してあげたのですけれども、金額を上げたのですけれども、結局、町内会の活動が多かったということで、ちょっと委託料が赤字になっているところがあったりして、ちょっとその辺の社協さんとの委託料の実績見込み、うちも補正予算を皆さんに提案させていただいて、ついて、委託契約、変更契約という形をとりたいので、その辺の精度を今後上げながら、極力赤字を出さないようにはしていきたいなという考えではいるところがございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 民生委員の関係は8名欠員ということで、七飯町内、73区画に分かれて、要は地域福祉に対する対応として民生委員さんを73名配置するという形になっているのですけれども、実際、65名しか配置になっていないという話であれば、これはやはり問題ある話で、今、当座は8名の欠けた部分は周りの民生委員さんがその地域をカバーしているのか、どのような形をとっているのか。やはり早急に補充すべきだと思うのだけれども、なかなかできない場合は、どういったような対応をして地域福祉の向上というかサービスの安定に向けているのか、そこら辺の考え方をちょっとお聞きしたい。

それから、今、話ありましたけれども、要は赤字、社協の話ですけれども、赤字が出た場合の、これは精算をするのかしないのか、最終的にそこだと思えるのですよ。年度途中で補正する、しない、あるかもわからないのですけれども、最終的に精算してプラマイゼロにするのか、あるいは、積算そのものが、逆に言えば、委託に出す積算そのものがちょっと低過ぎると

いうか、実情に合っていないのか、5万円とか何万円とかというのはまだわかるのだけれども、23万円とかという、このぐらいになってしまうと、どういう積算をしているのだろうという話になるので、やはりそこら辺の考え方をちょっと。

○川村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 まず先に民生委員さんの欠員の状況でございますが、実際、8名欠けた部分というのは、病気でやめられたり、民生委員さん自体が七飯町外へ転出したり、亡くなられたりという形でなっており、やりとりしていたのですけれども、ことし、民生委員さんの一斉改選時期なので、そういうところで、今、町内会とかに顔を出しながら、埋めてはいるところがございます。

また、欠けているところの対応策でございますが、周りの民生委員さんと協力しながらやっていただいたり、また、町の職員が事前にある程度情報を、包括とか私どもで情報を得ているものは、そこは情報を埋めながら、周りの民生委員さん、町内会と連携しながら、そういうところはカバーしていっているところでございます。

委託料の、精算するのか、実質、どうなのだというところがございます。確かに委員のおっしゃられるとおり、当初予算の積算の段階で、まずいろいろと見積もりは社協からいただいて、例えばボランティアポイントだったら、大体このぐらいのポイントがことしついたから、来年もこのぐらいですぬというふうに見積もりはいただいているところがございますが、そういったところで、年度途中でかなりポイントがふえてしまったとかというのがあった場合、極力間に合えば補正に間に合わせて精算はしたいという考えで社協とはやっているのですけれども、実際、ふたをあけたら、こんなに齟齬が生じたとかというのが出てきているのが実際でございますので、町としては、実際、委託料なので、本当は精算というか、本当はプラマイゼロがベターなのかなと思っております。そういったところでは、今後、もっと社協と緊密に連携をとりながら、その辺、赤字の出ないように、どういう形で、3月、補正をお願いして、ゼロに近づけるような形を持っていくのかという形

で、ちょっと緊密に連携はとっていききたいなど。社協だけでなく、委託先全てそういう考えでいききたいなどと思っていますので、よろしく願います。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 精算はしていないのか。というのは、社協だとか何とかではなくて、今おっしゃられたように、委託が社協でないところに行くにしても、いずれはきちっとこういうものを、三角というようのはうまくないので、要は今精算はしていない、これからしたいという考えなのか、そこら辺、ちょっと願います。

○川村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 契約書の中身に、精算するという形にはなっていなかったもので、その辺、契約の中身に、その精算制にはなっていないので、そういった意味では、あらかじめ単価契約で件数、実績に対して払うものについては、あらかじめ年度当初、補正とかで、あらかじめ何百件、こういう調査がありましたと、委託料はとってございますが、社協さんとか町内会とか住民の方を対象にしている事業でございますので、なかなか件数等ははかれないというところがございますので、そういったところでは、なかなか今のところ、契約書もしかり、委託事業の性質から、なかなかゼロにすることが厳しいというところがございますので、うちも予算、契約書と同じ金額にして、負担行為等で予算をとりますので、あらかじめ多目にとることもなかなかかなわないという状況でございますので、そういったところでは、ゼロに近づけるように、何度も何度も言って申しわけないのですが、精算制というよりも、どちらかというとゼロに近づけていきたいという考えで今やっていますので、今後もそういう形で、それをもっと精度を上げていきたいという考えでございますので、よろしく願います。

○田村委員 終わります。

○川村委員長 それでは、ほかに質問のある方。横田委員。

○横田委員 社協からの資料ですけれども、1番の地域要支援、要介護者支援支え合い事業、この中の助成金で567万6,000円で、町内

会の活動に助成しているというのですけれども、この中身はどういうふうな中身なのかというのがちょっとわからないので教えてもらいたいということ。

それから、次のボランティアポイントの事業で、介護保険特別会計の中から20万円出ている。あくまでもボランティアポイントというのは、健康な状態を維持してあげようと、それに対してどうのこうのというのではなくて、ボランティア活動に対して、本人が、ボランティアを受ける人間も、ボランティアを支える人間も、ボランティアをしようとする人間に対してアップル商品券を出しますよというふうになっていると思う。実際に介護保険特別会計ということは、要支援か要介護の人間であるのだから、そういう人たちが反対に、本当に受けることが可能なかどうかというのがちょっとわからないので教えていただきたいと思うし、それから、この中で、事務費の中で、保険料が1万800円のボランティア活動保険と、これ、何名分を指しているのか。

それから、その下の手数料で4万9,734円、振り込み、新聞折り込み手数料と、何回分をやっているのか。

それから、下の事業費の雑支出の90万6,000円、アップル商品券の交換分、これというのは何名分がいただいているのかというのがわからないので、これを教えていただきたいというふうに思います。

それから、4番目の生きがいデイサービスというのを町内3カ所の施設においてやっているという、これはどこどこなのかというのがちょっとわからないので教えていただきたいということと、給食費の75万8,480円、利用者の給食費といっているのですけれども、これは何名分なのか。それに伴って、手数料といって、配食手数料で2万4,438円と払っているけれども、これは何を意味しているのかということ。

最後の地域介護予防活動支援事業、2の事業収支の助成金の148万2,574円、介護予防活動団体支援助成金、20団体、これはもしあ

れでしたら後で資料でいいですから、資料請求をお願いしたいと思います。

以上です。

○川村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 それでは、支え合い事業の町内会活動、内容はどうなっているのだというところでございますが、まずは見守り活動がありまして、それが毎月定期的に訪問する友達訪問活動が、町内会が28団体やっております。回数的に延べ回数が289回、町内会で実施しております。

もう一つが、ひとり暮らし高齢者の安否確認運動でございますが、こちら、41町内会が実施しております。こちらについては延べ回数も41回、年1回やっているというところでございます。

次に、ひとり暮らし高齢者等の会食会の開催、こちらが24町内会が実施しております。延べ実施回数が51回になっております。

次に、お年寄りと子供の集いというものをやっております。こちらが23町内会やっておりますが、延べ回数が37回やっているところでございます。

ふれあいサロン、茶話会なのですが、こちらは21町内会やっております。これも年1回でございますので、延べ回数も21回という形になっております。

続きまして、福祉活動といたしましては、ひとり暮らし高齢者等の除排雪活動、39町内会が実施しております。延べ回数が232回実施しております。

地域での景観づくり運動、こちらは42町内会が実施しております。年1回で42回という形になっております。

入浴・外出支援活動、こちらが25町内会が実施しております。こちらについても延べ回数は、年1回となっておりますので、25回という形になっております。

続きまして、支え合い事業の健康づくり活動でございますが、18町内会が実施しております。延べ回数が372回実施しております。

続きまして、介護予防活動として、介護教室の

開催、こちら、6町内会実施しておりますが、延べ実施回数が15回という形になります。

次に、町内会が行う啓発広報活動でございますが、地域ごとの福祉だよりの発行でございますが、こちら、31町内会が実施しております。延べ回数が333回という形になっております。

町内会の実施事業は以上でございます。

続きまして、ボランティアポイントの、まず委託料の特別会計の20万円の部分でございますが、こちらについては、65歳以上の1号被保険者がボランティアをした場合、こちらの方は、元気高齢者であっても要支援であっても、ボランティア活動をした場合、一般会計ではなく特別会計のほうから繰り出しして事業を実施しているという考えでございます。

続きまして、ボランティア活動保険でございますが、実際、今、社協の内訳として、ボランティア活動保険が何人分だというのは、ちょっと今、データがないというところでございます。

そして、新聞折り込み等手数料についても、何回分だと、ちょっとデータが今、手元にございませんで、申しわけないのですけれども、今はちょっと細かい数字が答えられないというところでございます。

次に、商品券交換分でございます。90万6,000円でございますが、こちらについて、アップル商品券交換分として、今、ボランティアとして登録している個人が60名、団体が518名、こちら、25団体で518名いるところでございます。それで、個人が活動したポイントでございますが、1,418ポイントでございますので、14万1,000円分のポイントが個人としてはついているというところでございます。団体としては、25団体で活動したのが7,687ポイント、こちら、ポイントに転換したのが76万5,000円という形になります。こちらを足すと90万6,000円になるという形でございます。

続きまして、生きがいデイサービスでございます。まず、生きがいデイサービスの実施場所でございますが、本町地区は保健センター、大中山地区は大中山コモン、大沼地区は大沼の出張所、ポロトポイントで実施しているという形で



ございます。

次に、給食の利用料でございますが、生きがいデイサービスでございますが、本町のほうの保健センターの延べ利用人数が829名、大中山コモンが311名、大沼多目的会館、ポロト館が352名ということで、合計して1,492名利用しております。そちらの方々のお昼御飯が、先ほどの賄い費、利用者給食費として、延べ人数としてはその形になります。

そして、その配食手数料でございますが、こちら、振り込みで社協さんから配食している事業者へ振り込んでいるところでございますが、こちら、何回分の手数料なのかというのは、ちょっと今、手元にデータがございませんので、大変申しわけございません、こちらについては、ちょっと今、詳細がわからないという状況でございます。

続きまして、7番の地域介護予防活動支援事業費助成金、20団体の部分でございますが、どういう団体が活動しているのかというのは、今、手元に資料がありますけれども、後ほど団体の概要等の資料を提出させていただきたいと思っておりますけれども、今、わかる範囲で答えなくてもいいですか。（「資料請求でいいです」と呼ぶ者あり）わかりました。

以上でございます。

**○川村委員長** 今、横田委員から求められました、7番目の20団体の部分に関しては、委員会としても資料要求するというので、皆さん、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

**○川村委員長** では、そのようにお願いいたします。

横田委員。

**○横田委員** 1番目の、地域の要援護者支援事業の一番最後の助成金の567万6,000円、これはもうほとんど町内会がかわりにやっていますよということで、社協さんが独自にやっているとというのが何があるのかというのを、申しわけないけれども、教えてもらいたいなというふうに思います。

それから、2番目で、ボランティアポイント

なのですけれども、手数料というのは振り込み手数料と言ったよね、さっきね。それでいいのか、もう1回確認、申しわけないけれども。

（「折り込み手数料です」と呼ぶ者あり）折り込み手数料ですか。そうしたら、1枚何ぼなのかというのを、申しわけないですけれどもお願いします。

4番目の生きがいデイサービスのほうの手数は、これは振り込み手数料でいいのですね。これは、さっきそういうふうに、どちらかが振り込み手数料と言っていたから、それがちょっと気になって。

追加で、資料の共通様式のナンバー1の負担金補助及び交付金の中で、成年後見人養成研修負担金で10万円というのは、これは何名で10万円なのかというのを教えていただきたいなというふうに思います。

同じくナンバー11の、同じく負担金の中で、成年後見人制度利用支援事業補助金47万円、これは実際に利用した人がどのぐらいいて、今現在、七飯町の後見人になっている人が、登録している人が何人いるのかというのを教えていただきたいなと思います。

以上です。

**○川村委員長** 福祉課長。

**○村山福祉課長** 最初に、ナンバー1のほうの負担金の成年後見人養成研修負担金、こちら、何名分かということでございますが、こちら、4名の受講者が参加しております。

そして、ナンバー11のほうの地域生活支援事業、障害のほうでございます。こちら、47万円の利用支援事業でございますが、こちら、もう既に使って、後見人が活動した費用に対して裁判所が47万円、対価を払いなさいというところがございますので、こちら、活動の、実際にもう動いている方について、裁判所から後見人さんの対価として47万円支出しなさいという命令が来たものでございます。利用しているものが、生活保護受給者の障害者でございますが、その方を後見人の方が見ているというものでございますので、これは単価というか、裁判所の審判を受けて、年間の活動費、幾らですよということになっているも

のでございます。ちょっと人数とか、細かいところの活動自体は、今、手元に資料がないのですけれども、先ほどの10万円は、これは函館市と七飯町とか渡島管内で後見人を養成する負担金でございます。1人当たり2万5,000円でお金を出して、函館市に負担金を払って、函館市が開催して、七飯町民が4名参加したというものの負担金でございます。

あと、冒頭の支え合い事業の社協の事業内容ということでございます。委託事業の中の支え合い事業の社協の事業でございますが、ひとり暮らし高齢者等との交流会開催、こちら、中学校区ごとにやっていますので、本町地区、大中山地区、大沼地区、中学校地区のひとり暮らしの高齢者をバスに乗せて外に連れ出して、温泉に入ったり食事をして、いろいろとふだん出かけられない人が一緒に出かけるという事業でございます。

あとは、ふれあいサロン事業というものもやっております。こちら、年2回やっておりますが、今回は本町地区と大中山地区のほうでふれあいサロンというものをやって、いろいろと地域の福祉について語り合ったものでございます。

あとは、介護予防事業としては、高齢者健康維持教室ということで、延べ件数が129回やっております。こちら、社協の職員が町内会に出向いて、ふまねっととか、いろいろな軽スポーツ、ペタンクとか、いろいろなターゲットゲームとか、今、社協でやっている簡単なスポーツを講師しに行っているというのがございます。

あとは、地域ごとの福祉懇談会の開催ということで、こちら、中学校区ごとに、これもまた福祉推進会議というものを中学校区ごとに設定してやっております。こちら、年2回、各地域でやっておりますので、6回やっております。

あとは、ボランティア教室ということで、ボランティアの方の養成ということで、年7回実施しているのが社協独自の事業でございます。

以上でございます。

○川村委員長 横田委員。

○横田委員 わかりました。

介護保険のほうでちょっと聞き忘れたのが一

つあったので、それだけいいですか。介護保険の353ページ、351ページの任意事業の19節の負担金、補助及び交付金の中の補助金の認知症カフェの運営補助金27万4,300円、これは何なのか教えてください。

○川村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 介保の351ページの任意事業の下の認知症カフェの運営補助金の部分の詳細ですね。ちょっとお待ちください。今、資料を出します。

済みません、お待たせいたしました。認知症カフェでございますが、こちら、認知症カフェをやっている団体が、今1カ所ございまして、認知症とともに歩む会の方の認知症カフェを運営しているところと、ちょっと今、細かい内訳がちょっとわからないのですけれども、あと2団体。（発言する者あり）済みません。

○川村委員長 よろしいですか。

○横田委員 いいです。

○川村委員長 それでは、ほかに。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

田村委員。

○田村委員 ちょっとさっきの社協の委託料の関係に関連してなののですけれども、一般会計のこれを見ますと、結構障害者だとか、いろいろな分野で委託料を出していますよね。特に11番などを見ますと、結構不用額だとか出ていますけれども、これらの委託料については、みんな精算して、プラマイゼロという考え方で、社協だけはそういういろいろな事情があってという考え方でということですか。

○川村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 要求資料のナンバー11の地域生活支援事業の委託料でございますが、こちら、この13万円の障害者移動支援事業の中に社協も入っているのですけれども、こういう事業については単価契約を結んでおりまして、1時間当たり幾らだよとか、介護つきだと1時間幾ら、介護なしだと1時間幾らというふうにやっているのですけれども、そちら、ある程度予算、昨年度とかの実績をもとに予算をとっているものでございますので、こちらについては精算というよりも実績払

いになっているので、ちょっと予算が多めにあって、実際、毎月、翌月に実績が来て、支払っているということになるので、こちらについてはある程度の予算をとっていますので、不用額も生じてきているというのが現状でございます。この中にも社協さんも入っているのですが、その事業によっては、要は単価契約で精算できるものと、先ほど言ったような、ちょっとはかれない部分があるというところがございますので、御理解のほう、よろしく申し上げます。

**○田村委員** わかりました。いいです。

**○川村委員長** ほかに。

畑中委員。

**○畑中委員** この資料なのですが、30年度の様式1、事務事業予算未執行という、今、その資料を見ているのですが、例えば、上のほう、一般会計委託料の中で、行旅死亡人処理委託料、これ、19万6,000円の実績のやつと、私の記憶では、最近、この実績というのはないように思うのですが、これはやはりどうしてもこういった事業名というのは、国とか何かから言われて、どうしても設けなければならないものなのか、この事業自体。

それともう一つは、この事業自体、委託料となっていますから、これ、どこかで、見知らぬ人がどこかで亡くなった、そうした場合に、委託料をどこに委託するのか、その2点。

もう一つは、節の21番の貸付金、この8万円なのだけでも、これも実績はないということなのだけでも、ほかのものはいいのだけでも、どうもこの8万円も、いつもこれ、余り実績がないように私は記憶しているのですよ。そうしますと、この応急生活資金貸付金というのは、今の時代に、もう既にそぐわない予算づけではないかな、事業ではないかなと思うのですが、この辺について、要らないあれなのですが、詮索なのですが、ちょっと教えてください。お願いします。

**○川村委員長** 福祉課長。

**○村山福祉課長** まず先に、行旅死亡人の処置委託料でございます。まずこちらについては、畑中委員おっしゃられるとおり、七飯町内のところで

身元不明の方が亡くなったときの処理が、遺体の見つかった場所の市町村長がやらなければだめだという法律でやっているのがまず基本でございます。それで、こちらのほうも、ことしはなかったのですが、29年度はありました。JRで、よくJRに飛び込む方とかいらっしやるので、そういう方とかの処理をするときに使うと。

この委託料の内容なのですが、まず、大体そういう方、亡くなっていたりする方というのは、1回ちょっと警察とかで身元を調べるのに、警察のほうの安置所にいるという形になりますが、その後、誰も遺族とか見つからないのであれば、町で引き受けなければならないものですから、そのときの移送するときの葬儀屋さん、葬斎屋さん、こっちへ運んできてもらって、桜町に行ってというところで、委託とかあるのですが、家の中でとかだとわかるのですが、たまに生きているか死んでいるか微妙なときなのですが、そういうときはドクターの診断が必要なのです。完全に死んでいるなというときはあれなのですが、微妙なときは身元不明でも病院へ救急搬送してしまうので、そのときのいろいろもろもろの諸経費が委託料という形で、この19万6,000円というのは生活保護基準のものでございますので、これは法律でやらなければならないというところがございます。

次に、応急生活資金でございますが、こちら、委員のおっしゃられるとおり、私の記憶では、もう10年ほど対象者がいない。この内容については、本当に急に病気になったり、急激に、自分ではどうしようもならないような病気になって、お金が払えないとか、あとはそういう災害とか、火災とか、下の見舞金とかの、別個にまた足りないよという、そういうちょっと使える範囲が狭いので、それも厚生労働省の要綱中のものなので、なかなかちょっとうちでもなかなか広げることができず、実際、8万円とはいえ、ずっと未執行であるので、ちょっと今後、検討させていただきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いします。

**○川村委員長** ほかに。

あとほかにまだ質問ある方。2名。やります

か、休憩とりますか。（「休憩」と呼ぶ者あり）

それでは、20分まで休憩をとりたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時21分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

まず、質疑のある方。

若山委員。

○若山委員 介護保険特別会計の、ここで載っている資料の中で、30年度の返納金で1,000万円上がっているのがありまして、これは過去の中で補正とかそういう中で説明済みなのかもしれないのですけれども、この不正利得による返納金が発生した中身と、これは不正に1,000万円使いました、1,000万円だけ請求したのか、40%割増しなのか、200%あれたのかということと、それと、分割返納の契約をしているのですけれども、これが順調に進んでいるかどうか。それと、こういう場合に、何か告発とか、そういうペナルティのようなものを何かしたりしたのかどうかという、そのところを。既に説明済みの可能性があるので、ごめんなさい、もしそうならそういうふうに言っただけだと思います。お願いします。

○川村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 ただいまの不正利得でございますが、一事業者が9名の入所者に対して、過去に1年半の部分、ケアプランというのですか、介護計画をつくらず、そのままやっていたということで、この部分について、介護保険のほうが付するのですけれども、例えば介護保険の診療報酬からその業者にその分を払うのですけれども、ペナルティというか、そこで見つけて、指導が入って、見つけて、これはだめだよ、戻しなさいというときには、私どもの会計のほうに1回戻してもらうのです。その、例えば支払い基金とか、国保連とかには、町の補助金とか、その年の分、1,000万円削られるわけなのです。その分は不

正利得のほうでカバーしなさいよということになるので、流れるには、お金を返してもらうというのは、介護報酬全体、1年半分の介護報酬全額を返してくれと。ペナルティ的には、特に今回、道と協議したのですけれども、特に、割増しとかというのはなしでございますので、ただ、100%戻してもらうという形でございます。あとは、改善勧告ということで、文書で警告を出して、改善計画を出してもらったりということはしていますけれども、特に延滞とかそういうのはない、還付加算金とか、そういうものはなしという形でやっているところでございます。

分納誓約でございますが、順調に、毎月滞らず、現在も返していただいているという状況でございます。

以上でございます。

○川村委員長 若山委員。

○若山委員 そうすると、悪意とか、そういうのは特になかったという、うちが判断するのではなくて、介護保険の審査のところやるのであれなのですけれども、というような内容で、今でも事業は継続されているということなのですか。

○川村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 悪意があったとか、その部分については、かなり長い期間やっていないので、かなり法から照らすと、怠っているということで、結構重大なことなのですけれども、初回だったということもありますし、過去の道とかも、そういうケースがあったときには、特にペナルティもなく返していただいていると。今回、七飯町だけの分ではなく、その施設には生活保護の方もいらっしゃるのです、北海道にも返さなければならぬだろうし、近隣の市町のほうの保険者にも返さなければならなかったのです、七飯町だけではないのですけれども、そういった意味では、各市町と北海道と協議して、結果、決めたという形になります。現在、そのステーションなのですが、今、その事業者自体も、今、ちょっと赤字精算とか、不採算事業の部分とか縮小しているので、今、その部分については休止しているという形になります。

以上でございます。

○若山委員 いいです。終わります。

○川村委員長 ほかに。

平松委員。

○平松委員 社会福祉協議会というのは、本来、各自治体に一つ認められるということで、それで、民間業者がなければ、社会福祉協議会としての事業を認めるけれども、民間がやり出したら、協議会の事業というのは減っていかなければいけないという基本的なスタンスがあると思うのですけれども、例えばナンバー5の外出支援サービス委託料というのは、資料をもらいましたけれども、ナンバー5のほうの委託料というのは、これは何社に委託しているのかというのがまず1点。

それから、社協だけでないのかなと思うのだけれども、違うのかな。ナンバー11は訪問入浴サービス事業というのがありますが、これ、ここに書いてある会社1社だけで400万円なのか。前はたしか社協がやっていたと思うのですけれども、ちょっとその確認。

それから、今いただいたこの資料ですけれども、各団体がいろいろ購入をし、それを町がお金を出して、結構残金が余っているという形をとっていますけれども、これって誰が審査をして、こういうものを買ってもいいよとか、この金額を認めているのか、ちょっとその辺の流れというのですか、どういうやり方をしているのかという説明をちょっとしてもらいたいと思います。

○川村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 まず、共通様式ナンバー5の委託料ですね。外出支援サービス事業については社会福祉協議会1者、生きがい通所活動委託料も社協、食の自立支援委託料というのは、過去に1者ありましたけれども、もうやめてしまったので、現在はやっていないと。緊急通報体制整備事業委託料、こちらは北海道の健康づくり財団1者に委託しているというところでございます。

続きまして、ナンバー11でございますが、訪問入浴サービス事業委託料、アースサポート、こちら1者でございます。障害者移動支援事業で

ございますが、こちらは侑愛会さんとカラーズさん、七飯町社会福祉協議会、3者でやっております。次の日中一時預かり事業については、侑愛会のほか、社協等がやっております。侑愛会で契約していますが、侑愛会の事業所が複数ありますので、事業所的には6カ所でございます。

そして、こちら、地域介護予防活動支援事業、1番から22ありますけれども、お金を出しているのは20番までという形になっております。こちらの補助内容についてなのですが、こちら、介護保険の地域生活支援事業で一般介護予防事業、任意事業ということで、国のほうで認められている事業でございます。こちらの事業の趣旨については、閉じこもりではなく、社会に出て、人とふれあうことを目的に、こういうサークル等を立ち上げ、住民みずから運営することによって、介護予防になる、認知症予防になるという国の施策でございます。こちらの補助内容、一番上のプロジェクター購入とか、いろいろだーっと、一番下もプロジェクター購入までありますが、これについての内容については、町の私どもと最終的に判断して、オーケー、だめというのを決めております。この金額についても、立ち上げ補助が十万何がしとか、そういう形でもう決まっていますので、1回、この会を立ち上げるのに、立ち上げ補助が10万8,000円であったり、運営費補助が1人当たり450円、1回来たら1人450円の運営費補助を出しますよという形でやっております。という形で、そのグループの立ち上げ補助と運営費補助の上限というのは決めてやっていますので、その範囲内で、この会の運営の、本当に必要であると認められるものを精査して、補助をオーケーしているという形でございます。

以上でございます。

○川村委員長 平松委員。

○平松委員 これからいろいろ役所の予算は経費節減していかないといけないと思うのですけれども、その辺の見直しをやっぱりしっかりやっていく時期かなと思うのですけれども、これ、国のお金で、町が窓口になって買う、残金は町に戻るといったことなのですか。その確認だけお願いします。

○川村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 この残金というのは、精算して、後から町に戻ってくるお金でございますので、実際、補助をまず出して、先ほど言ったとおり、1人、何人来れば450円なのですけども、例えば計画どおり、10人とか来ないときがありますよね、その週によって、ぐあいが悪いか、病院へ行ったとか、冠婚葬祭で行けないとか、そういうところで精算とか出てくるので、あと、安かったものに対して、見積もりを出して、では10万円補助しますねと言ったけれども、結局、ちょっと安いものを買って、その範囲内だったらいいですよということで、残金が戻ってくるという形もありますので、この残金は町に戻ってくるという形でございます。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 ないようなので、それでは、質疑のほうを終わりたいと思います。

以上で、福祉課に対する審査を終了いたします。

民生部長、福祉課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時33分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

子育て健康支援課の審査を行います。

民生部長、子育て健康支援課長、御苦労さまです。

それでは、共通様式に基づいて説明をお願いいたします。

資料の具体的内容については、特段の説明がない限り、記載のとおりでお願いいたします。

では、説明のほう、お願いいたします。

子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 それでは、子育て健康支援課所管分の決算の状況について御説明をさせていただきたいと思っております。

資料ナンバー1になります。児童福祉総務費でございます。予算現額7,890万6,000

円、支出済額7,416万3,632円、(発言する者あり)

申しわけないです。ちょっと説明の仕方が間違っておりました。もう一度繰り返します。

児童福祉総務費、当初予算額5,286万4,000円、補正予算額2,604万2,000円、予算現額7,890万6,000円、支出済額7,416万3,632円、不用額474万2,368円で、執行率は94.0%でございます。児童福祉業務を円滑に行う経費でございます。児童福祉業務を円滑に行う経費でございます。主な特徴としては、委託料、決算額4,357万6,984円に対し、不用額が468万9,016円発生している状況でございます。主な内容としましては、病児保育事業、障害児保育事業、一時預かり、延長保育に係る不用額となっております。これについては、今後、精度を高めた整理のほうをしていきたいと考えております。

続きまして、ナンバー2になります。放課後児童対策費、当初予算額6,978万8,000円、補正予算額マイナス298万2,000円、予算現額6,680万6,000円、支出済額6,493万6,206円、不用額186万9,794円で、執行率は97.2%でございます。学童保育クラブの運営を円滑に行う経費でございます。記載のとおりとなっております。

ナンバー3です。本町子育て支援センター運営費、当初予算額188万8,000円、補正予算額マイナス5,000円、予算現額188万3,000円、支出済額176万9,554円、不用額11万3,446円で、執行率は94.0%でございます。本町子育て支援センターの運営を行う経費でございます。記載の状況のとおりでございます。

ナンバー4、大中山子育て支援センター運営費、当初予算額109万8,000円、補正予算額マイナス1万1,000円、予算現額108万7,000円、支出済額97万5,012円、不用額11万1,988円で、執行率は89.7%でございます。大中山子育て支援センターの運営経費となっております。支出状況は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー５、大中山複合施設事業費でございます。当初予算額３億２２１万円、補正予算額３,５４５万６,０００円、予算現額３億３,７６６万６,０００円、支出済額３億１,６５２万６,５２０円、翌年度繰越額２,１１３万５,０００円、不用額４,４８０円で、執行率は９３.７％でございます。大中山複合施設の整備を行うための経費となっておりまして、事業内訳は記載のとおりとなっております。

ナンバー６になります。大中山保育所運営費、当初予算額５,０３６万９,０００円、補正予算額マイナス９１万４,０００円、予算現額４,９４５万５,０００円、支出済額４,９２７万４,０３７円、不用額１８万９６３円で、執行率は９９.６％でございます。大中山保育所の運営を円滑に行う経費となっておりまして、記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー７、子ども・子育て支援給付事業費、当初予算額７億４,８５７万４,０００円、補正予算額マイナス３,２５５万７,０００円、予算現額７億１,６０１万７,０００円、支出済額６億７,４３５万４,６４６円、不用額４,１６６万２,３５４円で、執行率は９４.２％でございます。私立保育所、幼稚園及び認定こども園、小規模保育事業の運営を委託するための経費となっておりまして、これについては不用額４,１６６万１,８１０円の不用額が発生しております。

続きまして、ナンバー８、青少年育成対策費でございます。当初予算額１１９万円、補正予算額マイナス２８万円、予算現額９１万円、支出済額７０万６,９３６円、不用額は２０万３,０６４円で、執行率は７７.７％でございます。青少年の健全育成を図るための経費でございます。記載のとおりとなっております。

ナンバー９です。保健衛生総務費、当初予算額１,０３６万８,０００円、補正予算額マイナス３６万５,０００円、予算現額１,０００万３,０００円、支出済額９９７万６,８７６円、不用額２万６,１２４円で、執行率は９９.７％でございます。保健衛生事業を円滑に行う経費と

なっておりまして、支出状況は記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー１０、保健指導車管理費でございます。当初予算額４２万７,０００円、補正予算額１３万６,０００円、予算現額５６万３,０００円、支出済額５３万６,８５１円、不用額は２万６,１４９円で、執行率は９５.４％でございます。保健指導車の運行経費となっておりまして、支出状況は記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー１１、疾病予防等保健対策費、当初予算額６,８６１万円、補正予算額マイナス１１２万円、予算現額６,７４９万円、支出済額６,３１７万２,７５３円、不用額４３１万７,２４７円で、執行率は９３.６％でございます。防疫、健診及び疾病予防などを行う経費となっておりまして、支出状況は記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー１２、母子保健対策費でございます。当初予算額１,８５１万７,０００円、補正予算額マイナス５,０００円、予算現額１,８５１万２,０００円、支出済額１,６１１万８,７７６円、不用額２３９万３,２２４円で、執行率は８７.１％でございます。健診などの母子保健対策を行う経費となっておりまして、記載のとおりとなっております。

ナンバー１３、成人保健対策費でございます。当初予算額２,５９３万９,０００円、補正予算額マイナス３万１,０００円、予算現額２,５９０万８,０００円、支出済額２,５２４万１,１８２円、不用額は６６万６,８１８円で、執行率は９７.４％でございます。各種健診などの健康増進を行う経費となっておりまして、記載のとおりとなっております。

ナンバー１４になります。保健センター管理費、当初予算額４９９万５,０００円、補正予算額９４万円、予算現額５９３万５,０００円、支出済額５８０万６,０２７円、不用額１２万８,９７３円で、執行率は９７.８％でございます。保健センターの維持管理を行う経費となっておりまして、支出状況は記載のとおりとなっております。

続きまして、様式3になります。当課としましては、平成30年度収入未済額の状況ということで添付をさせていただいております。これについては、現年度分、3項目ございまして、学童保育料、これについては8件の8万9,460円。2項目、保育所特別保育料、1件の1,600円。そして、学童の延長保育料で10件、5,800円。合わせて19件の9万6,860円でございます。なお、平成29年度につきましては、29件の24万910円でございますので、比較しましたら、10件の件数の減少、そして14万4,050円の減となっております。

また、滞納繰越分についてでございますけれども、平成28年度の保育所特別保育料、2件分、2,100円が未済額となっております、平成29年度では6件、4万9,260円でございます。比較しますと、4件の減少、そして4万7,160円の減額ということで、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

**○川村委員長** ありがとうございます。

それでは、質疑のほうに入ります。

質問のある方。

田村委員。

**○田村委員** 1点、確認したいのですが、子供に対するフッ化物塗布事業、これは16万円というようなあれですけれども、それから、フッ化物の洗口事業、これが4万8,000円ということで、これはどのような対象にどのような要件で実施しているのか、それぞれ洗口事業と塗布事業、この違いをちょっと教えていただきたいのですが。

**○川村委員長** 子育て健康支援課長。

**○岩上子育て健康支援課長** ただいま御質問のありましたフッ化物洗口事業、これにつきましては、まず件数としましては2園で実施をしております。内訳としましては、大沼保育園、そしてマリア幼稚園が対象となっている4万8,000円でございます。これについては、虫歯予防等、そのような成分を口の中に入れて、虫歯予防等に寄与する効果がある摂取となつて

ございます。

また、フッ化物の塗布事業、これについては149人が対象となっております、これはフッ化物洗口とはちょっと違うのですが、実際に歯のほうにそういう薬品を塗って予防に努める、虫歯予防といえますか、それは希望者が対象となって受診されているというような状況になってございます。

**○川村委員長** 田村委員。

**○田村委員** わかりました。

これ、洗口事業のほうは実施して3年くらいたっていると思うのですよね。これは前任の方もわかっていると思うのですが、学校でも洗口の事業を実施ということで、113万円、学校がやるということで、実施当時は、学校から始まっても、その前の小さい幼児からやらないと効果がないのではないかとということで、幼児までおろして、町内の子供たちを対象にやりましょうということで、これだけで、洗口事業を、当時、やるというような、そういう塗布よりも洗口のほうが、ぐじゅぐじゅするだけでいいからというようなことでやったのだけれども、最終的に、今お聞きしたら、洗口事業は大沼、それからマリアの2カ所で行っているけれども、塗布事業は希望者を対象に150人弱をやっているというようなことで、これは小学校だとかの連動とちょっと欠けるのではないかと考えるのですが、もう少しこれ、範囲を広くしていかないと、特にフッ化物の洗口事業というのは効果がなかなか出にくいのではないかと考えるのですが、そこら辺の考え方をちょっと教えてください。

**○川村委員長** 子育て健康支援課長。

**○岩上子育て健康支援課長** 今、委員がおっしゃられたとおり、まだちょっと始めて間もない部分もあろうかと思っておりますので、その辺については、まず各園だとか保護者を対象に、この制度といいますか、予防の目的等、そういうものを徹底周知しながら、小学校に上がる前にぜひ受けていただきたいと、そういうことで七飯町は積極的に扱っている事業だということを周知をかけていければなというふうに思っていま



す。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 このかかる経費については、個人負担は今のところはないという考え方で。

○川村委員長 子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 はい、ないということだとらえています。

○田村委員 終わります。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

平松委員。

○平松委員 ナンバー5のところ、複合施設の新築工事のことが入っています。一般質問でもちょっと聞いているのですが、設備工事費の中に、恐らくプロパンのバルクタンクが入っていると思うのですが、一般質問のときに、ライフサイクルコストという言葉でちょっと答弁されていましたけれども、15年と言っていましたけれども、ここで設計されたバルクタンクの寿命というのは15年という意味なのか、ちょっと確認をしたいと思います。

それから、備品購入、同じ項目のところ、五百三十万何がし、載っかっていますけれども、住民課のほうの明細にも大中山支所の備品購入で130万円という金額が上がっているのですが、この辺の説明をちょっとしていただきたい。

それから、ナンバー12で、1歳半健診、3歳児健診というのがありますけれども、昨年、5歳児健診を実施するというふうに決めたのですけれども、まだその分の予算は発生していないということなのでしょうか。

この3点、お願いします。

○川村委員長 子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 まず、1点目のバルクタンクの15年ということの考え方なのですが、当該施設については、大型施設ではないということで、ごく一般的な建物のとらえとしてのガス設備、これについては耐用年数15年ということで、小学校だとか大きい施設になると30年だとか、そういう年数になるかと思えますけれども、当該施設は15年という基準で施工されております。

また、備品につきましては、ナンバー5のほうでも530万7,000円、これはあくまで学童保育クラブ、そして多世代交流スペース分の備品ということになってございまして、大中山出張所の備品とはまた別で発注のほうをされております。

5歳児健診については、今、内部のほうでも調整している段階でございますけれども、30年度については、まだ準備経費のほうは決算としては発生しておりません。31年、今年度から、ちょっと補正のほうでも、今回、とらえさせていただきますけれども、まずは保健師、そして携わる関係機関の従業員が、まずそのことを認識するための知識を得るための研修、スキルアップを目指すためのケアの研修ということを盛り込ませていただいております。これは引き続き、今年度に限らず、来年度も継続して進めていきたいと。一応あくまで目標は来年度実施を定めておりますけれども、やっぱり医師の皆さん方の意思疎通だとか考え方、さまざまございます。今、それを調整している段階で、あくまで目標は来年度からやっていきたいと。もしかすると、ちょっと年度途中、もしくはちょっと1年延びる可能性もなきにしもあらずですけれども、そこは一生懸命やっていきたいなと思っております。

以上です。

○川村委員長 平松委員。

○平松委員 備品購入、大雑把でいいのですが、この530万円、どういったものを買われたのかという簡単な説明と、今のバルクタンクが耐用年数15年、15年ごとに複合施設ではガスの設備を全部更新するという考え方ということですよ。私が、2年くらい前だったかな、この件で質問したときに、当時、道から来られた女性の技師が、設計比較をして、プロパンの使用を決めましたという説明をしましたが、そのときには、キュービクルを使うか、プロパンを使うかという話をしたのですよね。だけど、キュービクルというのは寿命はずっと長いのですが、15年ごとに設備を更新するという判断が果たして理にかなって

いたのかどうかというのは、耐用年数の違うものを比べて、15年でしめて、要は15年の評価をして、こっちのほうが安いですよ。だけど、15年たったらまた同じ設備更新し、45年たったらまた設備更新しという、どうもその辺が、俺は納得できないなと思うのだけれども、ものを決めるときは同じ基準で決めていかないと、比べようがないと思うのだけれども、この辺について、今ここで説明できるかどうか分からないのですけれども、何か町というのは鉄筋コンクリートの建物は49年というふうに決めていますから、だから49年の間にどのくらいのお金がかかるのかという、それははじめた上でこっちにしましたという説明が全部通っているなら話はわかるのだけれども、この設備を入れるためにみたいな、その上限が変わるといのは納得できないなと思うのですけれども、その辺、もし部長、何か答えられることがあったら。

○川村委員長 民生部長。

○杉原民生部長 まず、備品購入に関しましては、複合施設で合築して、出張所と学童保育と合築しているものですから、学童保育で使う部分の備品と大中山出張所で使う部分の備品、部屋でいきますと、大中山出張所の部分と、それからコミュニティルームという、2部屋、ちょうど出張所側についている、仕切れるお部屋があるのですが、そこは出張所のほうで備品購入と。それ以外の部分、多世代交流ルームだとか、それと学童の施設のほうの必要な備品はこちらの子育てのほうで、それぞれ分担してそろえているというような状況です。

それと、今御質問にあったようなガスの部分につきましては、設計の部分で、技術的な部分があるので、こちらのほうでは、都市住宅課のほうで設計担当してやっていただいているし、ガスの耐用年数の部分に関しましては、当然、法令にのっとって、危険物であることもありますので、その部分は基準に従って更新はきちっと対応していきたいというふうに考えています。

以上のところまでは、こちらの子育ての担当

のほうでお話しできるというふうに思います。

以上です。

○平松委員 終わります。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

副委員長。

○川上副委員長 大したことない質問なのですが、共通様式の10番、保健指導車管理費、事業目的のところ、右のほう、需用費、11、不用額の確認だったのですけれども、2万3,947円と書いているのですけれども、3万2,947円の間違いでないかと思うのですけれども、どうですか。答え出ないなら後でいいですよ。

○川村委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時01分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

子育て健康支援課長、お願いします。

○岩上子育て健康支援課長 貴重な時間を費やしてしまい、済みませんでした。

川上委員から質問がございました、需用費32万5,053円に対する不用額の金額の確認なのですけれども、後ほど予算書と照らし合わせながら、執行状況を確認して、この金額について再度御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○川村委員長 今の課長の回答で、皆さん、よろしいですか、後ほどということ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 それでは、ほかに質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 それでは、質疑のほうを終わりたいと思います。

以上で、子育て健康支援課の審査のほうを終了いたします。

民生部長、子育て健康支援課長、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3時02分 休憩

午後 3時05分 再開

○川村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

環境生活課の審査を行います。

民生部長、環境生活課長、御苦労さまです。

それでは、共通様式に基づき、説明のほうをお願いいたします。

資料の具体的な内容については、特段の説明がない限り、記載のとおりでよろしいです。

では、お願いいたします。

○磯場環境生活課長 それでは、環境生活課所管分の平成30年度決算審査特別委員会要求資料、共通様式について御説明申し上げます。

ナンバー1、事業名称は自治振興費です。この予算は、環境生活課のほか、政策推進課、住民課の3課で共有しており、私のほうから環境生活課分について御説明いたします。予算額は69万4,000円で、支出済額64万700円で、不用額5万3,930円、執行率は92.2%となっています。事業の目的は、広聴、苦情処理業務を円滑に行うための事業でございます。支出内容は記載のとおりでございます。

次に、ナンバー2、環境衛生費です。当初予算額48万9,000円、火葬場の管理燃料費へ4万2,000円流用しており、予算現額は44万7,000円で、支出済額が40万5,931円、不用額が1,069円で、執行率は99.8%となっています。事業の目的は、畜犬取り締まり及び狂犬病予防、その他環境生活業務を円滑に行うための実施で、支出の内容は記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー3、環境衛生車管理費です。当初予算額15万2,000円、補正額が、9月に冬タイヤ購入で4万4,000円増、3月に燃料費、ガソリン代3万3,000円の増、また、火葬場の管理燃料費へ3,000円流用しており、予算現額は22万6,000円で、支出済額が22万3,293円、不用額は2,707円で、執行率は98.8%となっております。事業の目的は、衛生業務を行う公用車の管理でございます。支出の内容は記載のとおりと

なっております。

次に、ナンバー4、有害鳥獣対策費です。当初予算額621万8,000円、補正額がマイナスで49万6,000円、予算現額は572万2,000円で、支出済額が523万7,784円、不用額が48万4,216円で、執行率91.5%となっております。事業の目的は、有害鳥獣対策業務を円滑に行うための事業で、主な支出は、記載のとおり、町が委託している鳥獣被害対策実施隊員26名への報酬、報償費、費用弁償を行っているほか、需用費では、ヒグマ追い払い用の火炎玉などの購入、熊のわなの修繕などで、需用費合計で46万3,736円の支出となっております。

次のページになります。ナンバー5、有害鳥獣対策車管理費です。予算現額17万1,000円、支出済額が14万3,330円、不用額が2万7,670円で、執行率83.8%です。事業の目的は、有害鳥獣対策の公用車の管理でございます。支出内容は記載のとおりでございます。

ナンバー6、火葬場及び墓地管理費です。当初予算額1,090万4,000円、補正額が164万2,000円で、6月に未使用墓地の返還付金で43万2,000円、9月に火葬場の畳の表がえと除雪費で106万4,000円、12月に燃料費で29万6,000円、3月整理予算でマイナス15万円となっております。流・充用は7万2,000円で、予算現額は1,261万8,000円、支出済額が1,259万2,493円で、不用額が2万5,507円で、執行率99.8%となっております。事業の目的は、火葬場及び墓地管理運営を円滑に行うための事業で、主な支出内容ですが、給料及び手当、共済費につきましては、火葬場嘱託職員1名分のものとなっております。需用費の燃料費、灯油につきましては、12月に燃料単価の高沸のため補正をしましたが、12月から3月にかけて火葬の件数が急激にふえまして、特に3月は52件と、年度末と重なったことから、環境生活課内の事業予算の中からかき集めて対応したところでございます。

続きまして、ナンバー7、事業名は自然環境保全対策費です。当初予算額774万円、補正予算額がマイナス65万4,000円、予算現額は708万6,000円、支出済額が693万9,079円、不用額が14万6,921円で、執行率97.9%となっています。事業の目的は、環境保全業務を円滑に行うために実施するものです。主な支出としては、給料、職員手当、共済費は嘱託職員1名分となっております。需用費については、9月の台風で荻澗浄化エリアの橋の欄干が損傷し、9月議会で10万円を補正し、修繕しております。

続きまして、ナンバー8、生活環境対策事業費です。当初予算額は1,153万7,000円、補正額が2,294万7,000円、予算現額3,448万4,000円、支出済額が3,448万3,285円、不用額が715円で、執行率100%となっております。主な内容は、委託料で、草刈り業務で479万9,685円、また、負担金補助金で合併処理浄化槽設置補助金が2,964万円で、法人で280人槽が1件、これが1,530万円、それから、50人槽が1件、これが800万円、その他一般住宅10件で634万円となっております。

次に、ナンバー9、廃棄物対策費です。当初予算額467万円、補正額が495万2,000円、予算現額は962万2,000円で、支出済額が933万2,180円、不用額が28万9,818円で、執行率97%となっております。事業の目的は、不法投棄の監視処理及びごみ処理全般に関する業務を円滑に行うためのものです。支出の主なものとしては、環境整備清掃員4名の賃金、保険料などとなっております。そのほかには、タイヤ処理などはほぼ例年どおりで記載のとおりですが、平成25年3月に策定しました一般廃棄物処理計画の改定業務として192万2,400円、クリーンセンター延命化調査のための計画対策業務委託料365万400円を支出しております。なお、この延命化業務の結果、推定理め立て可能年数は2032年2月までとされております。

次のページになります。ナンバー10、廃棄

物対策車管理費です。当初予算額65万6,000円、火葬場のほうに2万7,000円流用しまして、予算現額62万9,000円、支出済額が61万3,055円、不用額が1万5,945円で、執行率97.5%となっております。事業の目的は、不法投棄の監視処理に係る公用車の管理でございます。支出内容は記載のとおりとなっております。

ナンバー11、リサイクル推進対策費です。当初予算額が372万2,000円、補正額がマイナス18万4,000円、予算現額353万8,000円、支出済額は309万9,154円、不用額が43万8,846円で、執行率は87.6%となっております。事業の目的は、リサイクル推進事業を円滑に行うため、報償費が資源ごみ分別回収奨励報償金として、町内会など47団体に288万5,124円を支出しております。

続きまして、ナンバー12、廃棄物対策処理費です。当初予算額5億726万3,000円、補正額が三角の20万6,000円、予算現額5億705万7,000円、支出済額が5億493万2,914円、不用額が212万4,086円で、執行率99.6%となっております。事業の目的は、廃棄物処理業務を円滑に行うためでございます。主な支出は、委託料で廃棄物収集運搬及び処理施設管理業務委託で1億7,714万4,840円、また、渡島廃棄物処理広域連合負担金が3億1,007万7,000円となっております。

次のページになります。ナンバー13、廃棄物対策処理作業車管理費です。当初予算額145万9,000円、補正予算額が46万8,000円で、タイヤとチェーンを購入しています。予算現額は192万7,000円、支出済額が138万755円、不用額が54万6,925円で、執行率71.6%となっています。事業の目的は、廃棄物処理施設の作業車の管理を行うための事業で、支出内容については次のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー14、し尿処理費です。予算現額6,172万7,000円、支出済

額は同額で、不用額ゼロ、執行率100%となっております。支出は負担金及び補助金で、南渡島衛生施設組合への負担金となっております。

最後、ナンバー15、消費者行政事業費です。予算額74万4,000円、不用額はゼロ、執行率は100%となっております。支出は負担金及び補助金で、消費者行政広域化負担金として函館市に支出しております。

続きまして、追加資料の、初めに合同墓の関係でございます。合同納骨塚の平成30年度の町内、町外それぞれの利用状況ということで資料の要求がありまして、合同納骨塚は利用開始が平成29年10月から、埋葬容量は約1,500体の焼骨を埋葬可能となっております。使用料については、焼骨1体につき1万5,000円ということで、これは条例の第4条第2項に定めてございます。

町内、町外の利用状況ですけれども、29年度も記載しましたけれども、町内が9件、町外が4件、合計13件。平成30年度は、町内が54件、町外が13件で、合わせて67件ということで、29年度、30年度、合わせて80体の御遺体が埋葬されているというところでございます。

それから、平成30年度に関する大沼の水質調査の結果と流入河川の水質調査の結果についてということで、カラー版のグラフのほうと、それから白黒の表のほうと、2枚つけてございます。

カラーのほうで、北海道が統計を最終的には発表している数字でございまして、これは最新のもの、まだ29年度のものしかございませんけれども、29年度の大沼のCODの値が3.5、小沼が4.2ということになってございます。

次の表のほうで、町のほうで採取している水の状況ということで、例えばAの軍川のCODが、4月は1.6、5月1.7とか、ずっと基準値を下回っているのですけれども、11月のときに3.9ということで、3.5を超えてしまったと。また下回ったのですけれども、3月8日

が3.2ということで、ちょっと基準を上回っているというような状況でございますが、何とか下げたいということで、調査ももちろん継続していますし、さまざま取り組みをしているところでございます。

資料については以上でございます。

○川村委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

田村委員。

○田村委員 まず、一般のほうのナンバー9の委託料の中に、一般廃棄物処理基本計画改定等業務委託料、それから、七飯町クリーンセンター延命化計画対策業務委託料、この内容、簡単に、どういったような内容になったのかと、それから、資料の説明ありましたけれども、平成30年度は町外が13件ということで、これについては、町内とは違って、特別な事情がある場合ですよね。町長が認めた場合ですよね、条例上では。どういったような中身で入れたのか、そこら辺、ちょっと教えていただきたい。通常、差をつけたりすると、ある程度、条件なしで入るのですけれども、町内、町民と同じ1万5,000円ということで、その前段には、やはり特に町長が認めた場合においては、町外も入れることができると。ヨーイドンのときには4件なのですけれども、13件ということで、だんだんふえてきているという、そういう中で、30年度について、どういったような理由で入れたのか、ちょっと教えていただきたい。

○川村委員長 環境生活課長。

○磯場環境生活課長 まず、ナンバー9の委託料の関係でございますけれども、まず最初に、一般廃棄物処理基本計画の改定等の委託業務については、廃棄物処理法の6条第1項の規定に基づきまして、平成25年3月に処理計画を策定してございます。この計画というのが、平成24年から令和8年までの15年間の計画ということでやっています、おおむね5年ごとに見直しをするということで、今回、既存施設の老朽化ですとか、処分の逼迫などにより、将来のごみの使用量を反映したデータ更新を行って、

改定を行っているというところでございます。成果としましては、現状、平成29年が1人1日当たりのごみの排出量が951.04グラム、それが、目標、令和8年については840グラムを目標としているというところでございます。

それから、クリーンセンターの延命化の計画の業務でございますけれども、こちらのほうについても、埋め立ての処分場が、もともと15年でいっぱいになるという当初の計画で策定していたのですけれども、現状を見ると、まだ見た目の段階で、まだ余力があるのではないかと、いうところから、リサイクルなども進んでいるということで、1回ちょっとこれを本当に逼迫しているのかどうか、もう1回検査、チェックをしようということで、業務の内容としては、現地測量、それから、残容量の算出、それから、延命化の計画の検討ということで、一応やった結果、まだ今の排出量で埋め立てをしていったとしても、2032年の2月まではもつだろうというところで策定されているところです。

それから、合同墓の関係ですけれども、条例では、七飯町に住所のある方という形で定めています。特に町長が認めたものという形になっていまして、それは何かというと、一つは、本籍が七飯町にあるというのが一つ。それから、そのお骨を納めたいと言っている人、その人の住所が七飯町にあるという、その二つが、町長が特に認めたと、そういう形に処理させていただいております。

以上です。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 そうすると、納骨のほうについてはわかりました。要は、入れたい人、希望する人が地元で、親が秋田であろうが東京であろうかという、そういう感じ、あるいは、入りたい、今函館だけれども、本籍が七飯の場合は、入りたいと言ったら入れる、そういう人方が全部、2年間で17件というのはそれらに合致した人が入っているということですね。そうですか、わかりました。

それから、業務委託の関係ですが、これは、例えば委託で上がってきますよね。例えば町がかみ砕いて概要版みたいなものを議会のほうに資料として出すということはできるのか、もう出ているの。

○川村委員長 環境生活課長。

○磯場環境生活課長 概要版が実はなくて、大きい、結構ページも76ページという形になって、これが廃棄物基本計画です。それから、延命化のほうも、簿冊が結構厚くて、一応ホームページには載せてはいるのですけれども、ちょっと資料的に量が、ボリュームがちょっとあるということで、一応ホームページに掲載しているところがございます。議会のほうもちょっと考えさせていただきます。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 早急に考えて、手に入るように努力してください。

終わります。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

平松委員。

○平松委員 ナンバー6の電気料金のことをちょっとお聞きしたいのですけれども、2月に、私の母をここで火葬したのですが、トイレの電気ヒーターがとめられていた。それは予算がないということでとめていたということがあったのですけれども、本来であれば、町民サービスをちゃんとやって、足が出たら出たの処理を考えればいいのですけれども、年度末を控えて、予算が足りなくなりそうだからとめるということがあったということは事実ですから、そういうことについてちょっとどうなのかと。

それから、その下に、施設の修繕料という、60万円ありますけれども、これのちょっと説明をお願いしたいと思います。

それと、ナンバー12で、廃棄物の収集運搬をやっているわけなのですが、これは私は事実確認をしていませんけれども、ある業者から、町外のごみを、お金をとって自分の車に積んで、このリサイクルセンターで処理をしている、要は七飯町のお金でごみ処理をしていると

いう話がちょっとあったのですけれども、そういう事実はないと思うのですけれども、一応そういうことについての認識があるかどうかというのをお聞きしたい。

もう1点、これは藤城北部町内会というところで8月に出した資料を見ているのですけれども、平成28年から、この町内会の真ん中にRCという会社が、ペットボトルとか、ここではごみと書いていますけれども、そういったものを集めて、どこかに持っていくという事業を始めたと。町内会のほうでは弁護士を雇ったり何なりして、早くこういうものをなくしてくれということをやった結果、ことしの夏で全部なくなりましたということが書かれているやつなのですけれども、これには、途中で町長にも来てもらっているし、何回も早く処理をしてくれという要望をしたということが書かれているわけなのですけれども、こういうことというのは、決算の特別委員会の中で、もし町のほうでちゃんと説明ができるものであればしてもらいたいなど思ったのですけれども、その点についていかなものかなど。今ここでしろということではないのですけれども。

**○川村委員長** 環境生活課長。

**○磯場環境生活課長** まず、ナンバー6の電気料の件でございますけれども、大変申しわけございませんでした。パネルヒーター、暖をとるトイレは、凍結防止というのが主な目的で使っているところではございますけれども、利用者がいるときは、少し暖房をつけて、これから対応してまいりたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

それから、修繕料についてですけれども、焼く基盤が一部消耗していたということで、そちらの部品の交換ということで聞いてございます。

それから、収集運搬については、ちょっと具体的にうちのほうでそういう情報は、クリーンおしまのほうからも入ってきてはいないのですけれども、町外のものを七飯町の業者が運ぶということが……（発言する者あり）埋め立てのほうも、町外のものをうちのほうにわざわざ

持ってきているというところは、クリーンセンターのほうからはそういう情報は、報告は受けてはおりませんが、そういうのがあれば是正していきたいということで考えてございます。

それから、藤城北部の関係でございますけれども、3月の予算の特別委員会のときにも、小松委員のほうからそういうお話がありまして、早速、うちのほうでも対応させていただいています。所有者というか、事業をやっている方にも言って、処理をするようにということで催告しまして、7月の末までに全て撤去、処分をされまして、現地についても、うちのほうでも写真ももちろん撮って、きれいになっているところを確認していますし、町内会の方にもその現状は見ていただいて、そういう報告をして、全て処理は終わっているという状況でございます。

以上でございます。

**○川村委員長** 平松委員。

**○平松委員** リサイクルセンターの埋め立てのものって、はっきり言えばどこから持ってきたものか全然わからないという可能性がないわけではないと思うのですけれども、その辺、何か町外か町内かというものを確かめるのは業者任せではないかなと思うので聞いてみたのですけれども、その辺、何かしらきちんと、今のところは間に合っているから、そんな危機感はないのでしょうか、そういう声があったということは、少し何か対応策を考えてもいいのではないかなというのが一つ。

それから、最後のRCの件なのですけれども、どうも全体がどうだったのかということが、我々、把握できていないのですよ。例えば、町内会の言い分であれば、突如、そういうものが、自分の町内会にごみが集まってきたという話から始まっていますけれども、これは町がちゃんとそういうことを認めた上で始まった事業だったのか、それとも、後追いで、先にごみを持ってきてしまって、騒がれたから、そこをちゃんとそういう事業申請をしたというようなことだったのか、何かその辺がいつまでもぶつぶつぶつぶ聞こえてくるので、確かに去年

も小松議員も言っていましたし、何かちゃんと説明がほしいなという気がしているのですけれども。

○川村委員長 民生部長。

○杉原民生部長 初めに、収集運搬の、埋め立て処分場、クリーンセンターのほうの関係ですけれども、あくまでも町内の許可業者、町内の運行の許可をとった一般廃棄物の処理業者の事業者へ頼んだ分が、町内のごみを持っていく場合に受け入れ可能ということで、だから函館市内のごみ収集運搬の事業者も、その部分に関しては、七飯町内での運行許可も持っているところもございますので、函館市内の、例えばごみの収集運搬業者が、七飯町内の、例えば事業所とか一般家庭のごみを頼まれて運んでいって、埋め立てに持っていくということがあります。ただ、そのときに、ごみ処理手数料というのが絶対かかるのです。はかりではかって、空にしてからまたはかって、何キロですよ。その部分のごみ処理手数料は納付書で払ってもらいますので、住所と名前を聞いて、それで納付書、切符を渡すという形になっているので、その部分で、どちらの町内のごみかどうかというのは判断するようにはしておりますけれども、うそを言われれば、ちょっと入ってしまう場合もないとは言いがたいので、その部分に関しては今後も注意するようというふうに指導は入れていきたいというふうに思います。

それから、藤城北部町内会のRCというところのごみの部分ですけれども、当初は、そもそもは資源ごみのリサイクル事業をするという目的で、藤城の場所で、土地、整地された場所に、5トンの土嚢袋というのですか、5トンの大きい袋がありますよね、よく工事現場とかで使うような大きい袋です。土嚢の、大きい、5トン入るやつ、それに瓶とか缶とか、そういうような資源なのですよね、もともとは。それをそこに並べていたのですよ。ところが、それがいろいろ市場価格だとかの動向もあったのだと思うのですけれども、一時中断して、放置されたような状態になったものですから、それでそのまま放置された状態で、それは非常にやっぱ

り景観上もよくないと。それから、周りに住まわれている方々のやっぱり衛生上の関係もあって、そういうような相談というか苦情というか、町のほうに町内会からございまして、それに対して、環境生活課のほうで、その事業を行われている方に直接電話したりお会いしに行ったり、出向いて、協力を求めてきたというような中で、ちょっと期間はかかりましたけれども、最終的にことしの7月で全てのを約束どおり片づけていただいたというような状況で、最初のときは資源活用、利用することで、有価物というか、そういう意味できちっとその廃棄物の一時保管場所みたいな許可も得て、正式にやっていたのです。ところが、途中で断念されたということで、そういうような今の状況になったということで、それで責任をもって片づけてくださいということで、何回も環境生活課長を初めその事業者さんの事務所に足を運んで、協力をしてもらって、ちょっと期間は7月までかかりましたけれども、何とか今、きれいに整理されたという状況ですので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○川村委員長 ほかに質疑のある方。

澤出委員。

○澤出委員 1点だけ。短く終わります。こっちの資料、平成30年の水質のところ、10月9日と11月21日というところの乱数、下を追っていくと、苜間浄化エリアのHとIのところ、特に11月21日の数値、CODについて16、15と異常数値が出ていまして、全窒素に至っても3.5、4.0と出ているのですけれども、これ、何か事故でもあったのですか、この日に。11月21日のH、Iのところ。大雨が降って流れ込みが、けど15、16と異常数値ですよ、COD。工事の何か水でも流れたのか。10月の段階でも6.1、5.5と、異常に高いのですよね。何かあったのかなという、不法投棄でもあったのか。ちょっと原因がわからなければ、後で教えていただければ。ちょっとせっかく出た資料なので、異常数字が出ていますから。



○川村委員長 環境生活課長。

○磯場環境生活課長 後ほど調べてお知らせしたいと思います。

○澤出委員 はい。いいです。

○川村委員長 ほかに。

副委員長。

○川上副委員長 共通様式のナンバー6、一番下に流用の関係がずらっと並んでいるのですけれども、米印のやつ。これ、上の二つ、火葬場及び墓地からの同じ事業内の流用ですけれども、ほかの下は全部事業別というか、どこからでも引っ張ってきて流用をかけている感じ、こういうのって全然好ましくないと思うのですよね。これ、部長決裁までいっているのですか。

○川村委員長 環境生活課長。

○磯場環境生活課長 先ほどちょっとお話ししましたけれども、焼き場の火葬の燃料費が、ぎりぎり補正して、3月で整理予算をかけたのですけれども、2月、3月と急に火葬の件数がふえて、当初の見込みでは足りなくなってしまうので、半生というわけにももちろんいかなないので、全部本当にかき集めたという形で、一応事業予算の中と、あとは持ってこれるところ、書類上というか、決裁できる範囲内では集めています。変なところから持ってきているとかということはないのですけれども、一応課内でも持ってこれるところの範囲内、細かくとにかく集めて集めて灯油代にしたというのが現状です。経理の流用の判も適正に判はいただいているところではございますが、今後こういうことがないように、ちょっと見込みが、一気に、こちらの黄色いやつの52ページをちょっと見ていただくと、ちょっと異常なことがわかると思うのですけれども、実際、1月ぐらいで整理予算、大体これで件数で整理予算をかけるので、大体もう30件とか40件ぐらいということでは見るのですけれども、実際には右肩になって、45件、52件ということで、月平均、平年であれば37件というのが平均なのですけれども、ちょっと異常にふえて、担当としてもどうにもならなくて、何千円でもいいから集めて、とにかくかき集めて対応したというの

が現状でございます。

○川村委員長 民生部長。

○杉原民生部長 大変これは、ちょっと予算の見込みも含めて、きちっと精査するというところで、担当課のほうで今反省しているところです。というのは、3月、整理予算で燃料費とかも落として、その後にこのように足りなくして、大変だということで、財政の係とも相談してかき集めさせてもらってやったということで、大体1体当たり、灯油が45リッターから50リッターくらいかかるのです。そういう部分を含めて、十何人、10人にしても500リッターとか、というとホームタンク1個分とかということもありまして、これについては、今後、これからの運営に関して、あと、灯油の入れ方も、空になったから満タンでなくて、ある程度年度末では調整しながら、必要な部数で細々入れるとかというようなことも、現場での対応として今検討しているところなので、今回は非常にちょっと運営の部分では、もうちょっと精査したいなというふうに反省しているところですので、御理解いただきたいと思います。

○川村委員長 副委員長。

○川上副委員長 やっぱりこういう流用の仕方はないのではないかなと思うのですよね。もうちょっと、整理予算で落とすというのかもしれませんが、長期的な見込みで対応していかなければ、こういうのをやっている課なんてないですよ。ほかの事業別のほうから寄せ集めて持ってくるというのは、これをやったら、みんなどこでもやってしまうと思うので、これからやらないようにしてもらいたい。

それと、その上のほうに、23の償還金利子及び割引料、これ、未使用墓地返還金還付金、これ、62万2,000円と書いていますけれども、63万2,000円の間違いでないですか。それと、不用額ゼロ円になっているけれども、1,000円でないかなというふうに思うのですけれども、今答え出なかったら、後で教えてください。

○川村委員長 環境生活課長。

○磯場環境生活課長 先ほどの流用に関しては、

大変申しわけございませんでした。今後気をつけたいと思います。

それから、未使用返還金の実績の内訳ですけれども、これは返還金62万2,000円で、返還までの期間が31年以上だったものが、返還区画2区画ありまして、5万5,000円、それから、21年から31年未満のものは……。

○川村委員長 副委員長。

○川上副委員長 そういのでなくて、単に62万2,000円と書いているのですけれども、これが63万2,000円の間違いではないですかということと、不用額がゼロ円になっていますけれども、不用額1,000円が発生するのではないですかということ。補正で43万2,000円、補正していますよね。当初予算20万円だから、足せば63万2,000円の予算現額になってしまうから。この表だけ見ればわかります。（発言する者あり）補正の主なものというところで、6月議会で43万2,000円、補正かけているけれども、これが42万2,000円なら合っているのかもしれないけれども、43万2,000円、増額補正していますよね。当初予算20万円なのですよ。足せば63万2,000円、予算現額が。

○川村委員長 環境生活課長。

○磯場環境生活課長 調べて、後ほど。済みません、ちょっと今宿題で、申しわけないです。

○川村委員長 ほかに。

ほかになければ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川村委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、環境生活課に対する審査を終了いたします。

民生部長、環境生活課長、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3時45分 休憩

午後 3時46分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

まず、きょうの日程は終わったのですけれど

も、あす以降分で追加の資料要求のある方。

池田委員。

○池田委員 それでは、19日分のやつで、学校教育関係で、大中山小学校体育館の暖房費、新しくなりましたから、どのくらいかかるのかなと思って、旧の暖房費用と現在の暖房費用、教えてもらえればと思います。体育館。（発言する者あり）もしあれだったら全部でもいいし。全部、そうしたら。（発言する者あり）

○川村委員長 発生する分の体育館の燃料費。

○池田委員 燃料費。

○川村委員長 どのくらいかかったか、暖房費というか。

○池田委員 そうそう。今後の維持費のこともあるから。

○関口議会事務局長 暖房費、体育館……。（発言する者あり）

○川村委員長 全部の……。（発言する者あり）

光熱費でいいですか。

○池田委員 いいです。そうすると大体これからのことがわかってくるから。

○川村委員長 あとほかに何かありますか、追加資料。

○池田委員 あと、体育館のほうの下のほうの建築方法で、床のほうの建築の部分、床暖のほうの建築の図面等、施工図ありましたら。（発言する者あり）

○川村委員長 30年度にもしそれをやっていたら、それを出してもらおうということで……。（発言する者あり）

○関口議会事務局長 まず、30年にかかる大中山小学校の需用費ですよ、燃料費と光熱水費含めた部分と、それが体育館も入っているということですよ。それで、体育館の……。

○川村委員長 これは体育館だけですか。

○池田委員 体育館の図面。ヒーティングの、床暖。

○川村委員長 体育館の床暖の図面。

○関口議会事務局長 その数字と、プラス体育館の図面がほしいと、暖房の図面。

○池田委員 そうです。

○関口議会事務局長　ということで、19日までですね。

○池田委員　はい。

○川村委員長　あとほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川村委員長　それでは、本日予定していた審査は全て終了いたしました。

本日は、これをもって終了したいと存じますが……。 （「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○田村委員　すぐ終わりますけれども、先ほど川上委員のほうから出ましたけれども、この流用の問題、確かに答弁では、いい、いい、反省していますという話だけでも、これ、このままにしていかがうかだよ、決算の特別委員会として。そこら辺で議論してもらえればいいのだけれども、やっぱり款項目節の、そういう部分の中で一つのルールに基づいてやっている以上は、確かに事情はわかるのだけれども、それをやってしまえば、理由なんて幾らでもついてくるよね。それを認めたという話になってしまうと、特別委員会は、基本的にはオーケーだよという話になってしまうよね。だから、認める、認めないというか、特別委員会の報告書には、やっぱりこういう事実があるということできちっとうたって、そしてやっぱりこういうことはないようにしてもらわないとだめだという指摘をしないとさ、やっぱり我々の立場といたら、今まで苦勞して、早く帰りたいのにさ、ずっときたというのに……。 （発言する者あり）それは誰でも言う話でさ、あれだけでも。 （発言する者あり）

○川村委員長　そうしたら、最後のほうのまとめなり、また、町長質問もまだありますので、そのときにまたどうするかを話をするでよろしいですか。 （発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 3時52分 休憩

---

午後 3時55分 再開

○川村委員長　休憩前に引き続き、再開いたします。

今、田村委員のほうからの内容について、今、後日、まとめのときでやるか、また、町長質疑でやるか、その辺も含めて、また改めてちょっと皆さんのほうとまた協議したいなと思っております。一応そういう形で、こういう問題は一度やっぱり皆さんでやらなければならないなという認識では皆さん了解していただくということによろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○川村委員長　それでは、ちょっと途中になりましたが、本日はこれをもって終了したいと存じますが、これについて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○川村委員長　異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時55分 閉会

